

2025年度

(令和7年度)

履修案内

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科

地域学専攻

目 次

I. 大学院持続性社会創生科学研究科について

1. 研究科の概要	1
2. 教育方針	2
3. 地域学専攻における修士論文の審査基準（ガイドライン）	4

II. 基本事項

1. 学年と学期	5
2. 授業	5
(1) 授業時間	5
(2) 授業科目	5
(3) 履修登録	7
(4) 授業欠席届.....	7
(5) 休講	7
(6) 補講	8
3. 試験	8
4. 成績評価に対する疑義申立て	8
5. 留学制度	8
6. ハラスメント防止及び学生相談	9
7. 気象警報発令時の授業等	10
8. 学生が学校保健安全法に基づく出席停止となり授業に出席できない場合の 取扱いについて	10
9. 学生が骨髄移植に伴う骨髄提供等により授業に出席できない場合の取扱い について	12

III. 履修の解説

1. 指導教員	13
2. 単位修得	13
3. 修士論文	13
4. 教育職員免許状（専修免許状）	14
5. 他専攻授業科目の履修	15
6. 学部授業科目の履修	15
7. 長期履修制度	15
8. 社会人学生等に対する教育方法の特例措置	16
9. 教育課程表	17

IV. 規則集

1. 鳥取大学大学院学則	22
2. 鳥取大学学位規則	31
3. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科規則	33
4. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻規則	35
5. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻における専門科目 による研究科共通科目の単位充当に関する申合せ	37
6. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻単位認定規則	38
7. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻学位規則	39
8. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻修士論文題目届等に 関する申し合わせ	39
9. 鳥取大学における成績等の評価及びG P A制度に関する要項	40
10. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における研究科共通科目の成績 評価に関する申合せ	42
11. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻における専門科目の 成績評価に関する申し合わせ	43
12. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における鳥取大学地域戦略プロ グラム実施要項	44
13. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科学学生交流実施細則	45
14. 鳥取大学における長期履修学生の取扱いに関する要項	47
15. 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置の実施要項	49
16. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻における大学院設置 基準第14条に定める教育方法の特例措置に関する申合せ	50
17. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科科目等履修生、聴講生及び研究 生規程	51
18. 鳥取大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	52
 大学院持続性社会創生科学研究科教員一覧	55
 建物配置図	
鳥取大学鳥取地区キャンパスマップ	62
地域学部建物配置図	63
共通教育棟配置図	68
教員養成センター配置図	69

I. 大学院持続性社会創生科学研究科について

1. 研究科の概要

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科では、専門分野における高度な知識・技術と実践的能力に加え、本学の強み・特色を活かし、地球規模の課題と地域の課題を対象に持続性社会創生に関わる専門分野を超えた幅広い知識に基づく俯瞰的な思考力を身につけ、国内外の社会の様々な場において、持続性社会創生に向けてのイノベーション創出に貢献できる高度専門職業人を養成します。

本研究科は博士前期課程として、次の4専攻を置きます。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ○ 地域学専攻 | ○ 農学専攻 |
| ・ 地域創生コース | ・ 里地里山環境管理学コース |
| ・ 人間形成コース | ・ 植物菌類生産科学コース |
| ○ 工学専攻 | ・ 農芸化学コース |
| ・ 機械宇宙工学コース | ○ 国際乾燥地科学専攻 |
| ・ 情報エレクトロニクスコース | ・ 一般コース |
| ・ 化学バイオコース | ・ 特別コース |
| ・ 社会システム土木コース | |

【地域学専攻】

人口減少・高齢化社会、グローバル化時代に向けた持続的な社会の創生に当たっては、地域の人々の生活、文化、教育等の社会の仕組みづくりに関わり、対応できる知識と能力をもった人材が求められています。

地域学専攻は、このような社会のニーズに対応するべく、地域の諸課題を科学的・学際的かつ実践的に探求することを通じて、地域を総合的に把握する能力や高度で専門的な知識・技術を修得し、住民参加による活気あふれる地域、人々が生涯にわたり生き生きと学習し成長できる地域、歴史的に形成されてきた文化や環境を大切にする個性豊かな地域の創造を担う人材を養成します。また、専門を超えた教員からも指導を受けることができる教育体制をとっています。

【工学専攻】

工学専攻は、社会が求める「伝統的工学に関する高度な知識・技術に加え、多様化するニーズに対応できる異分野技術を融合利用する素養を備えた人材」に対応すべく、他分野との連携を積極的に推進できるように、工学系の「先端ものづくり技術」、「高度情報社会技術」、「高度な化学バイオ技術」、「生存基盤を支える社会技術」を体系的かつ高度な専門性が修学できるように分野毎に区分された教育課程を設けています。また、専門を超えた教員からも指導を受けることができる教育体制をとっています。

【農学専攻】

現在の農学は、作物の生産だけでなく加工から流通に至るまで総合的に関わる6次産業農業、

有用な生物資源を見つけて創薬などに結びつけるバイオテクノロジー、生命の生存基盤である自然環境の保護や資源の再生、農林業による地方創生など、対象とする分野が多岐にわたってきています。このような諸問題に、幅広い知識・技術を活用し総合的に対応できる人材が求められています。

農学専攻は、このような社会のニーズに対応するべく、生物資源の取り扱いに関する正しい知識と倫理観を備え、先進的な生物生産技術、バイオテクノロジーや環境保全・修復技術、経済的・経営的分析に関する知識と技術を修得し、問題点を多角的に捉える学際性をもって地域と地球の持続的な発展に貢献する人材を養成します。また、専門を超えた教員からも指導を受けることができる教育体制をとっています。

【国際乾燥地科学専攻】

森林の消滅と砂漠化の進行が世界の大きな問題となっており、その解決には砂漠化防止の他に、農業や工業開発、生活環境の改善など幅広い対策が求められています。

国際乾燥地科学専攻は、このような世界的ニーズに対応するべく、乾燥地における農業、環境保全に関する知識・技術、併せて多様な文化や住民の生活の質に関わる乾燥地の住民の人間開発分野を取り込み、乾燥地の農業・環境保全から地域開発までの教育研究体制のもとで、地球規模で生じている自然及び人類的課題の解決策をグローバルな視点によって導き出し、自然と調和する循環型社会の創生のために国際的に活動できる人材を養成します。また、当該分野の世界のトップサイエンティスト（招聘教授）による先端研究の講義を取り入れるとともに、英語のみで履修する特別コースを設け、留学生へ対応しています。

2. 教育方針

(1) 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科博士前期課程では、本研究科の教育目的を踏まえ、学生が本研究科の定める科目を履修し、所定の単位を修得して論文等審査及び試験に合格し、次の能力を身につけたときに学位（修士）を授与します。

1. 持続性社会の創生に資する広い視野と深い学識を有し、問題の発見と解決に繋がる研究遂行能力または高度な専門性が求められる職業に従事する能力を有している。
2. 高い倫理観を有し、地域学、工学、農学または国際乾燥地科学の発展に貢献する能力を有している。
3. 持続性社会を創生するための問題に関連する情報を集約し、それぞれの専門性を生かし、他分野とも連携できるコミュニケーション力を有し、実践的でグローバルに社会で活躍できる能力を有している。

【地域学専攻】

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻では、本専攻の教育目的を踏まえ、学生が本専攻で定める所定の単位を修得し、修士論文審査及び試験に合格して、次の能力を身につけたときに修士（地域学または教育学）を授与します。

1. 持続性社会の創生に資する広い視野と深い学識、及び地域学、教育学に対する高度で専

門的な知識・技能を有し、専攻分野での問題の発見と解決に繋がる研究遂行能力または高度な専門性が求められる職業に従事する能力を有している。

2. 高い倫理観を有し、地域学、教育学の発展に貢献する意欲を有している。

3. 持続性社会の創生に関わる地域学、教育学の研究成果を社会に発信する能力を有している。

(2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科博士前期課程では、学位授与の方針で示す能力を学生が身につけることができるよう、次に掲げる方針のもと、本研究科において体系的な教育課程を編成し、実施します。

1. 教育課程・教育内容

- ・深い学識を身につけるための展開科目と基幹科目からなる専門科目、広く俯瞰的視野を獲得するための基盤科目と超領域科目からなる研究科共通科目を設け、体系的な教育課程を編成します。

- ・専門に関わる実践的能力を養うため、実践的演習・実習科目や研究指導に関わる科目を適切に配置します。

- ・研究遂行に必要な高い倫理観を養うため、必修科目として研究者倫理に関わる科目を設けます。

2. 教育方法

- ・高度なコミュニケーション力を育成するため、専門分野を異にする学生が交流できる機会を提供します。

- ・課題の発見・解析・解決・説明の総合能力を向上させるため、講義、実践的演習・実習や個別指導を適切に組み合わせて授業を展開します。

- ・専門性の異なる複数の教員の研究指導により、高度な課題発見・解決力の修得を目指します。

3. 学修成果の評価

- ・各専攻の定める成績評価基準に基づき、各科目の学修成果を評価します。

- ・修士論文審査では、各専攻の定める学位論文審査基準に基づき、学修成果を評価し、さらに修士論文等の新規性と独創性を審査会で厳正に評価します。

- ・学生の学修成果とアンケートをもとに、教育課程を検証します。

【地域学専攻】

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻では、学位授与の方針で示す能力を学生が身につけることができるように、次に掲げる方針のもと、体系的な教育課程を編成し、実施します。

1. 教育課程・教育内容

- ・深い学識を身につけるための展開科目と基幹科目からなる専門科目、広く俯瞰的視野を獲得するための基盤科目と超領域科目からなる研究科共通科目による体系的な教育課程を編成します。

・展開科目では、地域課題の解決に向けた高度な専門性、実践意欲と協働性を養うため、地域創造、国際地域文化、発達科学、学習科学の分野毎に、演習、実習を含む多様な科目を設けます。

・基幹科目では、当該分野の研究方法論を個別指導によって鍛えるため、「特別研究」を必修科目として設けます。

・研究遂行に必要な高い倫理観を養うため、必修科目として研究者倫理に関わる科目を設けます。

2. 教育方法

・講義系科目も含め、教育課程全体として実践研究やフィールドワーク、協働的学びを重視して授業におけるコミュニケーション力の修得と主体的で深い学びの実現を目指します。

・少人数教育と個別指導を重視して、複数の専門性の異なる教員による密度の濃い研究指導により、高度の課題発見・解決力の修得を目指します。

3. 学修成果の評価

・専攻の定める成績評価基準に基づき、各科目の学修成果を評価します。

・修士論文審査では、専攻の定める学位論文審査基準による審査及び試験の結果に基づき、修士論文の新規性と独創性等を厳正に評価します。

・学生の学修成果とアンケートをもとに、教育課程を検証します。

※ e ポートフォリオ

鳥取大学では、学生の QOCL（クオリティ・オブ・カレッジライフ）向上をサポートするため、e ポートフォリオを全学で運用しています。学修活動の振り返りによる能動的学修の促進、キャリア形成の支援などに活用することができます。

【e ポートフォリオについて】 <https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/class/e-portfolio/>

3. 地域学専攻における修士論文の審査基準（ガイドライン）

1	問題の意義が明確か
2	先行研究の吟味ができているか
3	方法が妥当か
4	論文の構成は適切か
5	論理的に展開されているか
6	証拠に基づき客観的に分析・考察・記述がなされているか
7	結論は妥当か
8	新たな知見が得られているか、独創性はあるか
9	引用・注記・文献の表記などの作法、文章表現・表記は適切か
10	学術的波及効果はあるか、幅広い意味で社会への貢献はあるか
研究倫理を遵守して研究および論文執筆が為されていることを前提に、以上の観点にもとづく評価を総合して論文の評価とする。	

Ⅱ. 基本事項

1. 学年と学期

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科では、授業を短期間で集中的に受講することによる学習効果の向上及び、海外渡航やボランティア活動といった学生の自主的な学習体験の促進等を図っていくため、原則8週で1科目が履修できる時間割（クォーター制）を導入しています。

学年は、前期と後期の2学期に分かれ、各学期を15週としています。前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から3月31日までとなっています。

また、各学期を前半及び後半に分けて、前期の前半を第1クォーター、後半を第2クォーター、後期の前半を第3クォーター、後半を第4クォーターとしています。詳細は毎年の学年暦で決めています。

2. 授業

(1) 授業時間

月曜日から金曜日まで1時限から5時限まで授業が行われます。

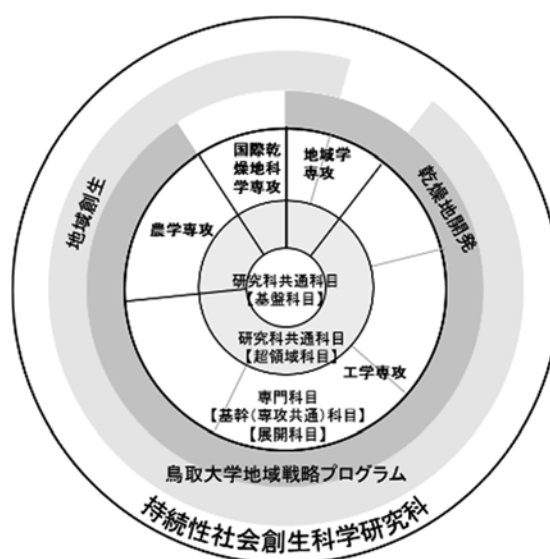
1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
8:45～10:15	10:30～12:00	13:00～14:30	14:45～16:15	16:30～18:00

また、社会人学生等に対する特例措置による夜間授業時間帯は次のとおりです。

6 時限	7 時限
18:10～19:40	19:50～21:20

(2) 授業科目

本研究科では、持続可能社会の創生という課題に向けて、自ら考えとともに、様々な専門分野の人々と連携して答えを見つけ出していくことができる能力を養うために、従来の伝統的な専門分野を超えて幅広く学び、かつ専門性を深めることが可能となるよう教育課程を編成しています。各科目区分及びプログラムは、それぞれ以下の目的で設定しています。



①研究科共通科目【基盤科目】

持続可能な社会について広く理解をし、俯瞰的にものを見る能力を養成するために、高度専門職業人として持続可能な社会をつくっていくための基本的な知識を総合的に学べる科目であり、この中で必修科目である「研究者倫理」は、特に研究科が教育上主要と認める授業科目である。

②研究科共通科目【超領域科目】

幅広く専門性を身に付けるため、専門領域を超えて体系的に学べるように構成された科目

③専門科目【基幹科目】

専門性を深める面から専攻内のそれぞれの分野で共通に必要な科目であり、この中で必修科目である「特別研究Ⅰ」及び「特別研究Ⅱ」は、特に研究科が教育上主要と認める授業科目である。

④専門科目【展開科目】

基幹科目からさらに細分化された専門性を深める科目

⑤鳥取大学地域戦略プログラム

持続可能な社会の創生に関する知識を広げるために、本学の強み・特色である乾燥地開発と地域創生について体系的に学び、本学の修了生としてユニークな人材として活躍できるよう養成するプログラムです。

「乾燥地開発」と「地域創生」の各プログラムは次の科目群で構成され、5単位以上を修得することで、各プログラムを修了したことを認定する認定証を授与します。なお、認定証は、毎年度末に各プログラムの条件を満足している者に授与されます。

【乾燥地開発プログラム】（対象学生：国際乾燥地科学専攻以外の学生）

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ・持続性社会創生科学概論Ⅰ（1単位）[共] | ・国際乾燥地科学特論Ⅰ（2単位）[共] |
| ・国際乾燥地科学特論Ⅱ（2単位）[共] | ・国際乾燥地科学特論Ⅲ（1単位）[共] |
| ・国際協力特論（1単位）[共] | ・国際交流と異文化理解(E)（1単位）[共] |
| ・乾燥地環境評価学特論（2単位）[国] | ・国際農業開発学特論（2単位）[国] |

【地域創生プログラム】

（対象学生：地域学専攻地域創生コース地域創造分野以外の学生）

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ・持続性社会創生科学概論Ⅱ（1単位）[共] | ・地域経済学特論Ⅰ（2単位）[共] |
| ・地域経済学特論Ⅱ（2単位）[共] | ・コミュニティ特論（2単位）[共] |
| ・地域福祉学特論（2単位）[地] | ・地域政治特論（2単位）[地] |

※ [共]：共通科目，[国]：国際乾燥地科学専攻の専門科目，[地]：地域学専攻の専門科目

⑥地域参加型研究プロジェクト

本研究科は、地域の課題に対する幅広い理解のもとに、自らの専門性を活かして持続性社会の創生を担っていくための人材を育てることを目的としています。その教育の一環として、本研究科の専任教員が責任者として実施する、地域課題を解決するための研究プロジェクトに参画し、適当と認められた場合には1単位（成績表記は「P：合格」）が付与されます。（演

習科目なので、15コマ相当となります。)

プロジェクトでの役割は、現地調査、データ収集、データ分析等ですが、プロジェクト責任者である教員との協議によって決定します。

プロジェクトによって履修時期や役割が異なるので、参画を希望する場合は、学務支援システムの掲示板でその内容を確認し、他の授業科目との兼ね合いも含めて指導教員とよく相談してください。

(3) 履修登録

履修登録とは、授業科目について履修する(授業を受ける)ことの意味表示をすることです。指定された期間内に、学務支援システムを利用して登録を行うとともに、「履修一覧表」を提出してください。一度履修登録した科目は、取消期間を過ぎると変更できません。

なお、履修登録に限らず、授業に関する周知事項(遠隔講義にする等の授業方法の変更、時間割・講義室の変更等)については、日頃から学務支援システム内の掲示板、e-ラーニングシステム(manaba)あるいは地域学部棟内に設置してある専攻掲示板を確認してください。

(4) 授業欠席届

特別な事情により授業に出席できない場合は、指導教員の確認を受けた後で、授業欠席届を授業担当教員へ原則として当該授業実施後2週間以内に提出しなければなりません。病気による欠席の場合は、病院の領収書等を添えるなど、理由に応じて下表に示す書類等を用意してください。

なお、8日以上欠席する(した)場合は、指導教員の確認を受けた後で、地域学部教務係に長期欠席届も提出してください。病気の場合は、医師の診断書が必要となります。

欠席理由	必要書類等
病気・ケガ	病院・薬局の領収書等
事故・自然災害	証明できるもの(現場の写真、新聞記事等)
学会発表	学会のプログラム等
2親等以内の親族の死亡	葬儀の礼状等
課外活動	学生生活課学生支援係による証明書
その他	事情を説明できるもの

(5) 休講

授業担当教員の公務、出張、病気などにより授業が行えない場合、やむを得ず休講となることがあります。休講については、学務支援システム内の掲示板、e-ラーニングシステム(manaba)あるいは専攻掲示板で連絡しますので確認してください。

休講の掲示がなく授業開始後30分経過しても担当教員が来ない場合は、地域学部教務係または教育支援課新研究科総括係(共通教育棟1階)まで問い合わせてください。

(6) 補講

補講は授業の進度・休講を補う授業として行われます。補講が行われる場合には、学務支援システム内の掲示板、e-ラーニングシステム(manaba)あるいは専攻掲示板で通知しますので、日時・講義室などを確かめて受講してください。

3. 試験

履修手続きをした授業科目については試験が行われます。ただし、論文、報告書、平常成績等を試験の代わりとする場合もあります。

病気その他の特別な事情により試験を受験できなかった場合は、追試験を受けることができます。追試験を受ける場合は、当該試験終了後速やかに追試験願を当該科目の授業担当教員の承認を得て地域学部教務係に提出してください。なお、病気による場合は医師の診断書等を、その他の理由の場合は、理由書及びそれを証明する書類を添えてください。

成績は100点満点で採点され、60点以上が合格となります。試験に合格と判定された授業科目は、いかなる理由があっても取り消しできません。

学務支援システム及び成績証明書の成績表記

S	90点以上	合 格	E	不履修
A	80～89点		P	合 格 (合格・不合格で判定する科目)
B	70～79点		F	不合格 (合格・不合格で判定する科目)
C	60～69点		N	認 定
F	59点以下	不合格		

4. 成績評価に対する疑義申立て

自らの成績評価に関して、シラバス等に記載されている到達目標、成績の評価方法と基準等による自己採点の結果から、明らかに成績評価について疑義がある場合は、当該授業科目の成績公開後1週間以内に申立てを行うことができます。詳細は「鳥取大学における成績等の評価及びGPA制度に関する要項」、「鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における研究科共通科目の成績評価に関する申合せ」及び「鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻における専門科目の成績評価に関する申し合わせ」を参照してください。

5. 留学制度

他の大学院（海外の大学院を含む。）の授業科目を履修できる派遣学生制度があります。詳細は地域学部教務係に問い合わせてください。

6. ハラスメント防止及び学生相談

鳥取大学では、学生の皆さん一人ひとりが人権侵害のない快適な環境で勉学や研究に専念し、充実したキャンパスライフを送ることの出来る大学を目指しています。そのため本学では、「鳥取大学におけるハラスメント及び障害を理由とする差別等による人権侵害の防止等に関する規程」を定め、ハラスメントの防止及び障がい等を理由とする差別の解消に全力をあげて取り組みます。

本学では、ハラスメントに関しての相談窓口を設けていますので、ハラスメントに対する相談や悩みがあれば、できるだけ早い段階でハラスメント相談員に相談してください。あなたの相談に対して誠実に対応します。相談したい内容、あなたのプライバシーは堅く守られます。相談したことによって、あなたが不利益になることは決してありません。

また、身体等に障がい等を有する等、修学上の困難や不自由がある場合には、学生支援センターを拠点に、所属部局、授業担当教員、保健管理センターおよび関係部署が緊密に連携してハンディキャップを解消するために必要な支援を行いますので、学生支援センターや指導教員または教務係に相談してください。

そのほか、学習上の悩みや進路変更などの相談は、指導教員をはじめとする全教員が受け付けています。自分ひとりで悩んでいないで、身近な教員や教務係または学生相談窓口にご相談してください。

【ハラスメント相談について】 <https://www.tottori-u.ac.jp/1085.htm>

相談員には、所属専攻に関係なく誰でも相談できます。

【学生相談窓口について】 <http://www.st-support.adm.tottori-u.ac.jp/student-life/index.html>

指導教員、相談員及び教務係の他に、全学組織として学生支援センターと保健管理センターが設置されています。相談事項に応じて、利用してください。

○学生支援センター (<http://www.st-support.adm.tottori-u.ac.jp/index.html>)

学生生活におけるあらゆる疑問や悩みや困っていることを聞いて、より適切な解決方法のアドバイスや相談先(学内外の関係者)を紹介しています。「身近な人には相談しづらい」、「気がかりなことがある」、「何となく話をしてみたい」といった場合にも、気軽に利用してください。

場 所：共通教育棟 A 棟 2 階学生支援センター「学生なんでも相談窓口」

開室時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

○保健管理センター (<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/support/health/>)

みなさんの身体・精神面の悩みや健康上の問題について、カウンセラーによるカウンセリングや医師による相談・診察を行っています。

保健管理センターホームページの「お問い合わせフォーム」や電話、又は直接窓口でお問い合わせください。

開所時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時

7. 気象警報発令時の授業等

(1) 授業等の取扱い

鳥取市北部に、特別警報（波浪特別警報を除く。）が発令されている場合は、休講とします。また、警報（暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪）が発令されており、かつ、公共交通機関（鳥取駅発着のＪＲ）が運休している場合には、実際の天候等を考慮の上、教育担当理事が休講の判断を行います。

特別警報・警報発令時刻	授業等休講時限
午前 7 時	1 時限, 2 時限目
午前 11 時	3 時限, 4 時限および 5 時限目

※ 休講に伴う補講は、原則として各学期に設定する予備日に実施します。ただし、オンライン方式により補講を実施する場合にはこの限りではありません。

なお、上記以外で特に安全確保が必要と認められる場合は、授業等を休講とすることがあります。

(2) 周知の方法

学務支援システムの掲示板または鳥取大学ホームページのお知らせ欄に次のとおり掲載します。ただし、特別警報発令による休講の場合、原則、周知は行いません。

午前の授業：午前 7 時 30 分までに掲載 午後の授業：午前 11 時 30 分までに掲載

(3) 悪天候により通学困難な場合の取扱い

授業等を休講しない場合において、公共交通機関が運休する等のやむをえない事情により授業等を欠席または遅刻した場合は、学生が不利益とならないよう配慮します。

8. 学生が学校保健安全法に基づく出席停止となり授業に出席できない場合の取扱いについて

本学学生が、学校保健安全法施行規則第 18 条に定める感染症にかかった場合、又はかかった疑いがある場合、学校保健安全法第 19 条に基づき、学内感染及び感染拡大防止のため、出席停止の取り扱いとします。

該当する学生は、まず地域学部教務係へ連絡をした上で、医師の指示に従い、治療に専念してください。

なお、回復して授業に出席する場合には、「学校保健安全法施行規則第 18 条に定める感染症届出書」に医師の診断書（出席停止期間が明記されたもの）若しくは本学所定の治癒証明書を添えて、地域学部教務係へ提出してください。

出席停止となった期間に出席できなかった授業については、履修上不利とならないよう配慮しますので、授業担当教員に直接確認してください。

学校保健安全法施行規則に定める感染症の種類と出席停止期間

分類	病名		出席停止の基準	
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、特定鳥インフルエンザ（H5N1）		治癒するまで	
第 2 種	インフルエンザ		発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日（幼児 3 日）が経過するまで	
	百日咳		特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）		解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん		発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）		すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱		主要症状が消失した後 2 日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症（※）		発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで	
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症		適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎		A 型・E 型：肝機能正常化後登校可能 B 型・C 型：出席停止不要
		手足口病		発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑		発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ		発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症		急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）		下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		アタマジラミ		出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
		伝染性軟属腫（水いぼ）		出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）
		伝染性膿痂疹（とびひ）		出席可能（プール、入浴は避ける）

※病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

*出席停止期間の基準は上記のとおりですが、症状により個人差がありますので、医師の指示に従ってください。

*感染を防止するため、出席停止期間中は、友人等との接触は避けてください。

9. 学生が骨髄移植に伴う骨髄提供等により授業に出席できない場合の取扱いについて

骨髄移植に伴う骨髄提供等のため欠席するときは、その都度「骨髄移植に伴う骨髄提供等による欠席届」に公益財団法人日本骨髄バンクの発行する証明書を添えて地域学部教務係へ提出してください。骨髄移植に伴う骨髄提供等のため出席できなかった授業については、履修上不利とならないよう配慮しますので、授業担当教員に直接確認してください。詳細は、事前に地域学部教務係に確認してください。

Ⅲ. 履修の解説

1. 指導教員

- ① 入学の際、各学生に1人の指導教員が定められます。
- ② 指導教員は、修士論文の作成、授業科目の履修及び休退学など在学中の学業に関する全ての面について学生を指導します。

2. 単位修得

- ① 修了までに修得しなければならない単位は、30単位以上です。各コースの教育課程表に従って履修してください。
- ② 単位の取扱いについては、「鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻単位認定規則」を参照してください。

3. 修士論文

課程を修了するためには、修士論文を提出しなければなりません。修士論文は2年以上在学し、修了に必要な30単位以上を修得または修得見込みであって、かつ必要な研究指導を受けた者が提出することができます。

修士論文の審査を受けようとする者は、3月修了の場合は1月20日（9月修了の場合は6月末日）までに修士論文審査願に論文及び論文要旨を添え、指導教員の承認を経て、専攻長に提出しなければなりません。

詳細は、「鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻学位規則」及び「鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻修士論文題目届等に関する申し合わせ」を参照してください。

修士論文関係提出書類及び提出時期

提出時期		提出書類
1年次	4月	修士論文指導教員届及び修士論文仮題目届
	12月10日まで	修士論文題目届
2年次 (修了予定年度)	12月10日まで（9月修了の場合は6月末日まで）	修士論文題目変更届（該当者のみ）
	1月20日まで（9月修了の場合は6月末日まで）	修士論文審査願、修士論文、修士論文要旨

※ 長期履修学生は、修了予定年度の前年度の12月10日までに修士論文題目届を専攻長に提出してください。

4. 教育職員免許状（専修免許状）

下表のとおり，地域学専攻において所定の単位を修得し，取得要件を満たすことにより，専修免許状を取得することができます。

コース名	免許状の種類	取 得 要 件			
		基礎資格	有することを必要とする教育職員免許状の種類（取得要件を満たしている場合を含む。）	最低修得単位数	該当授業科目（教育課程表備考欄の記載）
地域創生コース	中学校教諭専修免許状（社会）	修士の学位を有すること	中学校教諭一種免許状（社会）	24	社
	高等学校教諭専修免許状（地理歴史）	修士の学位を有すること	高等学校教諭一種免許状（地理歴史）	24	地
	高等学校教諭専修免許状（公民）	修士の学位を有すること	高等学校教諭一種免許状（公民）	24	公
人間形成コース	幼稚園教諭専修免許状	修士の学位を有すること	幼稚園教諭一種免許状	24	幼
	小学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること	小学校教諭一種免許状	24	小
	特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者，肢体不自由者，病弱者）	修士の学位を有すること	特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者，肢体不自由者，病弱者）	24	特支

注1：基礎資格の「修士の学位を有すること」には，大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し，30単位以上修得した場合を含む。

注2：専修免許状の取得を希望する者で次に該当する場合は，問い合わせること。

- ① 一種免許状取得の際（または取得要件を満たす際）に教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（日本国憲法2単位，体育2単位，外国語コミュニケーション2単位，情報機器の操作2単位）を修得していない者
- ② 小学校又は中学校教諭一種免許状取得の際（または取得要件を満たす際）に介護等体験を終了していない者
- ③ 大学を卒業せず本研究科に入学した者

注3：「特別研究Ⅰ」及び「特別研究Ⅱ」の教員免許状授与に係る認定科目は次のとおりである。

コース名	授業科目名	授業担当教員名	教職科目
地域創生コース	特別研究Ⅰ－地理系 特別研究Ⅱ－地理系	山下博樹，筒井一伸， 大元鈴子	社，地
	特別研究Ⅰ－歴史系 特別研究Ⅱ－歴史系	岸本 覚，高田健一， 中原 計，李 素妍， 柳 静我	社，地
	特別研究Ⅰ－公民系 特別研究Ⅱ－公民系	多田憲一郎，稲津秀樹， 佐藤 匡，塩沢健一， 竹川俊夫，馬場 芳， 丸 祐一，村田周祐， 白石秀壽	社，公

コース名	授業科目名	授業担当教員名	教職科目
人間形成 コース	特別研究Ⅰ－教育・心理系 特別研究Ⅱ－教育・心理系	寺川志奈子，河合 務， 田中大介，呉 永鎬， 柿内真紀，大谷直史， 石本雄真，石山雄貴	幼，小
	特別研究Ⅰ－保育系 特別研究Ⅱ－保育系	塩野谷斉，畑千鶴乃， 福山寛志	幼
	特別研究Ⅰ－学習科学系（言語） 特別研究Ⅱ－学習科学系（言語）	小笠原拓，青山 聡	小
	特別研究Ⅰ－学習科学系（表現・スポーツ） 特別研究Ⅱ－学習科学系（表現・スポーツ）	関 耕二，鈴木慎一郎 中尾泰斗	小
	特別研究Ⅰ－学習科学系（社会） 特別研究Ⅱ－学習科学系（社会）	高橋健司	小
	特別研究Ⅰ－学習科学系（理数） 特別研究Ⅱ－学習科学系（理数）	溝口達也，泉 直志	小
	特別研究Ⅰ－特別支援系 特別研究Ⅱ－特別支援系	小林勝年，谷中久和， 渡邊正人	特支

5. 他専攻授業科目の履修

地域学専攻教育課程表以外の授業科目の履修を希望する場合は，他専攻授業科目履修願に必要事項を記入し，授業科目担当教員の許可を得た上で，地域学部教務係に提出してください。

6. 学部授業科目の履修

学部授業科目の履修を希望する場合は，科目等履修生（または聴講生）の手続きが必要です。詳細は，履修を希望する授業科目の開設学部教務係に問い合わせてください。

（参考） 地域学部授業科目の出願期間

前期授業科目：3月上旬

後期授業科目：8月下旬

7. 長期履修制度

本研究科では，職業を有している等の事情により許可された場合に限り，2年分の授業料で標準修業年限（2年）を超えて一定の期間（最大4年）にわたり計画的に教育課程を履修して，課程を修了することができます。詳細は「鳥取大学における長期履修学生の取扱いに関する要項」を参照してください。

8. 社会人学生等に対する教育方法の特例措置

社会人学生等が通常の就学形態で通学することが困難と思われる場合、特例措置として通常の時間帯以外の時間帯での授業の受講が許可されることがあります。

特例措置を希望する学生は、前期又は後期の履修登録期間開始日の1週間前から授業開始後の1週間以内までに、当該指導教員の指導のもとに作成した履修願を地域学部教務係に提出してください。

詳細は、「大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置の実施要項」、「鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻における大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置に関する申合せ」を参照してください。

9. 教育課程表

- ・ 地域創生コース教育課程表（p. 18～）

- ・ 人間形成コース教育課程表（p. 20～）

地域創生コース教育課程表

科目区分・ 科目群等			授業科目	単位数	週授業時間数								担当教員	備 考	教職 科目
					1 年				2 年						
					Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4			
研究科共通科目	基盤科目	必修	研究者倫理	1	2								稲岡【研】他		
			研究者倫理(E)	1			2						永松【高等教育セ】		
		選択	持続性社会創生科学概論1	1	2								坪【乾】他		
			持続性社会創生科学概論1(E)	1			2						坪【乾】他		
			持続性社会創生科学概論2	1		2							佐々木【地】他		
			持続性社会創生技術論1	1	2								明石【農】他		
			持続性社会創生技術論2	1		2							岩井【工】他		
			起業・知財論	1		2							村上【研】他		
			国際協力特論	1			2						木村【乾】		
			アカデミック・スキルズ	1	2								永松【高等教育セ】		
		基盤科目小計			10										
	超領域科目	選択	国際乾燥地科学特論Ⅰ(環境)	2		4							黒崎【乾】他		
			国際乾燥地科学特論Ⅱ(食糧・農業)	2		4							藤巻【乾】他		
			生命環境農学特論Ⅰ(里地里山環境)	2	4								未定【農】他		
			生命環境農学特論Ⅱ(生産資源環境)	2	4								未定【農】他		
			生命環境農学特論Ⅲ(生命環境科学)	2	4								未定【農】他		
			グリーンサステイナブルケミストリー特論	1			2						辻【工】		
			バイオ資源特論	1	2								大城【工】		
			エネルギー化学特論	1	2								片田【工】他		
			先進機械宇宙システム特論	1			2						未定【工】他		
			地域経済学特論Ⅰ	2	4								福山【工】		
			地域経済学特論Ⅱ	2			2	2					多田		社,公
			戦略的経営論	1	2								永松【高等教育セ】		
			マーケティング特論	1		2							永松【高等教育セ】		
			スマート社会技術論	1		2							笹岡【工】他		
			市民共創まちづくり論	2				4					辻井【工】		
			国際乾燥地科学特論Ⅲ(人間開発)	1		2							安延【乾】他		
			国際交流と異文化理解(E)	1				2					ギンナン		
			コミュニティ特論	2			2	2					稲津		社,公
			文化多様性特論	2	2	2							中		
			比較国際教育特論	2		4							柿内		
			社会教育学特論	2				2	2				大谷		
			人権教育特論	2				2	2				石山		
			超領域科目小計			35									
	研究科共通科目小計			45									6単位以上修得		

科目区分・ 科目群等		授業科目	単位数	週授業時間数								担当教員	備 考	教職 科目	
				1 年				2 年							
				Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4				
専門科目	基幹科目	特別研究Ⅰ	4	2	2	2	2					各教員	必修	※	
		特別研究Ⅱ	4					2	2	2	2	各教員	必修	※	
		基幹科目小計	8										8単位修得		
	地域 創造 分野	地域リテラシー特論	2	2	2							白石, 川口		社,地	
		都市地域特論	2	2	2							山下		社,地	
		地域福祉学特論	2	2	2							竹川		社,公	
		地域政治特論	2	2	2							塩沢		社,公	
		農村地域特論	2	2	2							筒井(一)		社,地	
		地域と法	2			2	2					丸		社,公	
		国法学特論	2	2	2							佐藤		社,公	
		地域参画特論	1			2						塩沢		社,公	
		創造地域特論	2	2	2							竹内			
		環境社会学特論	2			2	2					村田		社,公	
		経営戦略特論	2	2	2							馬場		社,公	
		地域資源創生特論	2	2	2							大元		社,地	
		自治法論ゼミ	2			2	2					丸,塩沢,佐藤		社,公	
		商業学特論	2			2	2					白石		社,公	
		コミュニティ論ゼミ	2			2	2					村田,菰田		社,公	
		地域参加型研究プロジェクト	1	1	1	1	1					プロジェクト担当教員			
		展開科目	世界システム特論	2			2	2					武田(元)		
			東アジア地域文化特論	2	2	2							柳		社,地
			日本地域史特論	2	2	2							岸本		社,地
			英米文学特論	2	2	2							杉村		
			英語学特論	2	2	2							中尾(雅)		
			日本近代文化特論	2	2	2							岡村		
			日本語学特論	2	2	2							作田		
			日本古典文化特論	2	2	2							米田		
			日本語教育学特論	2	2	2							御館		
			歴史遺産学特論	2	2	2							高田		社,地
			環境考古学特論	2	2	2							中原		社,地
			保存科学特論	2	2	2							李		社,地
			中東地域文化論ゼミ	2	2	2							阿部		
			中国近現代美術史ゼミ	2	2	2							漆		
			言語学習史特論Ⅰ	2	2	2			2	2			小笠原	隔年開講	
			言語学習史特論Ⅱ	2	2	2			2	2			小笠原	隔年開講	
			地域社会研究特論	2			2	2					川井田		
			芸術表現研究	2	2	2							五島,木野		
			日本古典文化論ゼミ	2			2	2					米田		
			日本近代文化論ゼミ	2			2	2					岡村		
	日本語学ゼミ		2			2	2					作田			
	日本語教育学ゼミ		2			2	2					御館			
	英米文学ゼミ		2			2	2					杉村			
	英語学ゼミ		2			2	2					中尾(雅)			
	アメリカ地域文化論ゼミ		2			2	2					中			
	東アジア文化論ゼミ		2			2	2					柳		社,地	
	日本地域史ゼミ		2			2	2					岸本		社,地	
	芸術文化ゼミ		2			2	2					筒井(宏),佐々木			
	歴史環境学ゼミ		2			2	2					高田		社,地	
	環境考古学ゼミ		2			2	2					中原		社,地	
	保存科学ゼミ		2			2	2					李			
	比較宗教文化特論		2			2	2					阿部			
	東洋文化史特論		2			2	2					漆			
	言語学習評価特論Ⅰ		2			2	2			2	2	木村	隔年開講		
	言語学習評価特論Ⅱ		2			2	2			2	2	木村	隔年開講		
	展開科目小計		100										16単位以上修得		
	専門科目小計		108										24単位以上修得		
	合 計		153										30単位以上修得		

(注) 1. 研究科共通科目の基幹科目のうち選択科目2単位以内を専門科目で充当を希望する者は、専攻長の許可に基づき、単位充当することができる。

許可手続きは、申合せ(p.37)を参照すること。

2. 授業科目名に(E)の表記のあるものは、英語により開講されることを示す。

3. 「研究者倫理」と「研究者倫理(E)」の両方を履修することはできない。

4. 「持続性社会創生科学概論1」と「持続性社会創生科学概論1(E)」の両方を履修することはできない。

5. 担当教員欄の【 】内は、地域学専攻以外の教員の所属を示す。

【工】:工学専攻,【農】:農学専攻,【乾】:国際乾燥地科学専攻,【研】:研究推進機構,【高等教育セ】:高等教育開発センター

6. 教職科目欄は、次のとおり表す。

「社」:中学校(社会)専修免許状授与に係る認定科目

「地」:高等学校(地歴)専修免許状授与に係る認定科目

「公」:高等学校(公民)専修免許状授与に係る認定科目

※:担当教員により該当する免許状が異なるため,「Ⅲ.履修の解説」の「4.教育職員免許状(専修免許状)」(p.14~15)を参照すること。

人間形成コース教育課程表

科目区分・科目群等			授業科目	単位数	週授業時間数								担当教員	備考	教職科目	
					1 年				2 年							
					Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4				
研究科共通科目	基盤科目	必修	研究者倫理	1	2								稲岡【研】他			
			研究者倫理(E)	1			2						永松【高等教育セ】			
		選択	持続性社会創生科学概論1	1	2								坪【乾】他			
			持続性社会創生科学概論1(E)	1			2						坪【乾】他			
			持続性社会創生科学概論2	1		2							佐々木【地】他			
			持続性社会創生技術論1	1	2								明石【農】他			
			持続性社会創生技術論2	1		2							岩井【工】他			
			起業・知財論	1		2							村上【研】他			
			国際協力特論	1			2						木村【乾】			
			アカデミック・スキルズ	1	2								永松【高等教育セ】			
		基盤科目小計	10													
	超領域科目	選択	国際乾燥地科学特論Ⅰ(環境)	2		4							黒崎【乾】他			
			国際乾燥地科学特論Ⅱ(食糧・農業)	2		4							藤巻【乾】他			
			生命環境農学特論Ⅰ(里地里山環境)	2	4								未定【農】他			
			生命環境農学特論Ⅱ(生産資源環境)	2	4								未定【農】他			
			生命環境農学特論Ⅲ(生命環境科学)	2	4								未定【農】他			
			グリーンサステナブルケミストリー特論	1			2						辻【工】			
			バイオ資源特論	1	2								大城【工】			
			エネルギー化学特論	1	2								片田【工】他			
			先進機械宇宙システム特論	1			2						未定【工】他			
			地域経済学特論Ⅰ	2	4								福山【工】			
			地域経済学特論Ⅱ	2			2	2					多田			
			戦略的経営論	1	2								永松【高等教育セ】			
			マーケティング特論	1		2							永松【高等教育セ】			
			スマート社会技術論	1		2							笹岡【工】他			
			市民共創まちづくり論	2				4					辻井【工】			
			国際乾燥地科学特論Ⅲ(人間開発)	1		2							安延【乾】他			
			国際交流と異文化理解(E)	1				2					ギンナン			
			コミュニティ特論	2				2	2				稲津			
			文化多様性特論	2	2	2							中			
			比較国際教育特論	2		4							柿内		幼,小	
			社会教育学特論	2				2	2				大谷		幼,小	
			人権教育特論	2				2	2				石山		幼,小	
				超領域科目小計	35											
				研究科共通科目小計	45										6単位以上修得	
専門科目	基幹科目	特別研究Ⅰ	4	2	2	2	2					各教員	必修	※		
		特別研究Ⅱ	4					2	2	2	2	各教員	必修	※		
			基幹科目小計	8									8単位修得			
	展開科目	発達科学分野	臨床発達心理学特論	2				2	2				寺川	隔年開講	幼,小	
			教育心理学特論	2	2	2							寺川		幼,小	
			発達心理学特論	2				2	2				田中		幼,小	
			教育臨床心理学特論	2	2	2							石本		幼,小	
			認知・学習心理学特論	2	2	2							田中		幼,小	
			教育臨床心理学研究	2				2	2			2	2		石本	幼,小
			学校カウンセリング特論	2	2	2				2	2				非常勤講師	幼,小
			学校心理学特論	2				2	2			2	2		非常勤講師	幼,小
			生徒指導心理学特論	2	2	2				2	2				非常勤講師	小
			障害児等教育学特論	2				2	2						渡邊	特支
			障害児等発達心理学特論	2	2	2									小林	特支
			障害児等病理学特論	2				2	2						谷中	特支
			保育総合研究	2	2	2									塩野谷,福山,畑	幼
			障害児等発達診断研究	2				2	2			2	2		小林	特支
			特別なニーズ教育研究	2	2	2				2	2				渡邊	特支
			障害児等神経生理学研究	2	2	2									谷中	特支
			障害児等教育臨床心理学研究	2				2	2			2	2		小林	特支
			障害児等教育思想・制度史研究	2	2	2				2	2				渡邊	特支
			障害児等認知神経科学研究	2				2	2			2	2		谷中	特支

科目区分・ 科目群等			授業科目	単位数	週授業時間数										担当教員	備 考	教職 科目
					1 年					2 年							
					Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4					
専門科目	展開科目	発達科学分野	コミュニケーション障害特論	2	2	2			2	2				非常勤講師	隔年開講	特支	
			障害児療育学特論	2	2	2			2	2				非常勤講師	隔年開講	特支	
			障害児教育授業特論	2	2	2			2	2				非常勤講師	隔年開講	特支	
			発達障害医学特論	2			2	2			2	2		非常勤講師	隔年開講	特支	
			教育社会学特論	2	2	2								呉		幼,小	
			人間形成特論	2			2	2						河合		幼,小	
			教育課程特論	2	2	2								市川			
			教育学研究	2	2	2			2	2				河合	隔年開講	幼,小	
			教育史研究	2	2	2			2	2				河合	隔年開講		
			教育社会学研究	2			2	2						呉		幼,小	
			社会教育学研究	2	2	2								大谷		幼,小	
			教育評価研究	2			2	2						市川		幼,小	
			地域教育計画論研究	2	2	2								石山			
			比較国際教育研究	2			2	2						柿内		幼,小	
			保育学特論	2	2	2								畑			
			保育心理学特論	2	2	2								福山		幼	
			保育環境特論	2	2	2								塩野谷		幼	
			保育学研究	2			2	2						畑			
			保育心理学研究	2			2	2						福山		幼	
			保育環境研究	2			2	2						塩野谷		幼	
	学習科学分野	教授学研究方法論	2	2	2								溝口		小		
		言語学習教材開発研究	2	2	2								木村		小		
		社会科学学習支援特論	2	2	2								高橋(健)		小		
		自然認識学習支援特論	2	2	2								泉		小		
		英語学習支援特論	2	2	2								青山		小		
		音楽表現学習支援特論	2	2	2								鈴木		小		
		造形学習支援特論	2	2	2								中尾(泰)		小		
		健康スポーツ学習支援特論	2	2	2								関		小		
		言語学習支援特論	2			2	2						小笠原		小		
		社会科教材開発研究	2			2	2						高橋(健)		小		
		自然認識教材開発研究	2			2	2						泉		小		
		英語学習教材開発研究	2			2	2						青山		小		
		音楽表現教材開発研究	2			2	2						鈴木		小		
		造形教材開発研究	2			2	2						中尾(泰)		小		
		健康スポーツ方法開発研究	2			2	2						関		小		
		算数教育認識論	2			2	2						溝口		小		
		展開科目小計			110										16単位以上修得		
		専門科目小計			118										24単位以上修得		
合 計			163										30単位以上修得				

- (注) 1. 研究科共通科目の基盤科目のうち選択科目2単位以内を専門科目で充当を希望する者は、専攻長の許可に基づき、単位充当することができます。
許可手続きは、申合せ(p.37)を参照すること。
2. 授業科目名に(E)の表記のあるものは、英語により開講されることを示す。
3. 「研究者倫理」と「研究者倫理(E)」の両方を履修することはできない。
4. 「持続性社会創生科学概論1」と「持続性社会創生科学概論1(E)」の両方を履修することはできない。
5. 担当教員欄の【 】内は、地域学専攻以外の教員の所属を示す。
【工】:工学専攻,【農】:農学専攻,【乾】:国際乾燥地科学専攻,【研】研究推進機構,【高等教育セ】高等教育開発センター
6. 教職科目欄は、次のとおり表す。
「幼」:幼稚園専修免許状授与に係る認定科目
「小」:小学校専修免許状授与に係る認定科目
「特支」:特別支援学校専修免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)授与に係る認定科目
※:担当教員により該当する免許状が異なるため、「Ⅲ. 履修の解説」の「4. 教育職員免許状(専修免許状)」(p.14~15)を参照すること。

IV. 規 則 集

1. 鳥取大学大学院学則（抜粋）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、鳥取大学学則（平成16年鳥取大学規則第55号）第6条第2項の規定に基づき、鳥取大学大学院（以下「本大学院」という。）の教育研究組織、標準修業年限、教育課程その他の学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与することを目的とする。

（略）

第2章 組織及び収容定員

（本大学院の課程）

第4条 本大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

（略）

（各専攻における教育研究上の目的）

第7条 本大学院の各研究科各専攻における教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 持続性社会創生科学研究科地域学専攻は、個性豊かで持続可能な地域の創生、生涯発達・地域教育に立脚した人間形成のための教育研究を行うとともに、地域の発展に貢献できる実践力ある高度専門職業人、又は研究者を養成することを目的とする。

（略）

第3章 標準修業年限

（標準修業年限）

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

（略）

（長期履修学生）

第12条 前条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

（最長在学年限）

第13条 学生は、当該課程の標準修業年限及び長期履修学生として承認された期間の2倍の年数（以下「最長在学年限」という。）を超えて在学することはできない。

2 第51条第1項及び第2項の規定により入学を許可された学生は、在学すべき年限として承認等された期間の2倍に相当する年数を超えて在学することはできず、かつ、最長在学年限を超えて在学することはできない。

第4章 学年、学期及び休業日

（学年及び学期）

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

- 3 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第15条 学年中定期休業日は、次のとおりとする。ただし、連合農学研究科にあつては、配属された構成大学の大学院学則に規定する休業日によるものとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

鳥取大学記念日 6月1日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

- 2 前項の休業日のうち、春季、夏季及び冬季の休業日の期間は、学長が別に定める。

- 3 臨時休業日は、その都度これを定める。

第5章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第16条 本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 各研究科は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第17条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(授業科目)

第18条 各研究科は、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとし、授業科目、単位数及びその履修方法は、当該研究科において別に定める。

- 2 単位の認定に当たっては、鳥取大学単位認定規則(平成5年鳥取大学規則第2号)を準用するものとする。ただし、1単位の授業時間について、各研究科において必要と認める場合には、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に定めるところにより、当該研究科において別に定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第19条 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第20条 本大学院は、各研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(教育方法の特例)

第21条 本大学院の課程においては、当該研究科が教育上特別の必要があると認めた場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位認定)

第22条 授業科目の修得単位は、試験又は研究報告により認定するものとする。

(他の研究科の授業科目履修)

第23条 学生は、他の研究科の授業科目を履修することができる。この場合は、研究科において教育上有益と認め、かつ、他の研究科との協議に基づかなければならない。

(他の大学院等の授業科目履修)

第 24 条 各研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院、外国の大学院の授業科目又は国際連合大学の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該他の大学院等との事前の協議に基づき、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、外国の大学院にあつては、やむを得ない事情があるときは、事前の協議を欠くことができる。

(特別の課程における学修)

第 24 条の 2 各研究科において教育上有益と認めるときは、学生が行う学校 教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 105 条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第 102 条第 1 項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修を、本大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(他の大学院等で修得した単位の認定)

第 25 条 前 2 条の規定により修得したものとみなし、又は与える単位のうち、課程修了の要件となる単位として認定することができる単位数は、合わせて 15 単位を超えないものとする。(他の大学院等で受ける研究指導)

第 26 条 各研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院、外国の大学院、国際連合大学又は研究所等とあらかじめ協議の上、学生に当該大学院、国際連合大学又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程(持続性社会創生科学研究科及び医学系研究科の博士前期課程を含む。以下同じ。)の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、外国の大学院にあつては、やむを得ない事情があるときは、事前の協議を欠くことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 27 条 各研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第 15 条において読み替えて準用する大学設置基準（昭和 31 年文 部省令第 28 号）第 31 条第 1 項又は第 2 項に定める科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。）又は国際連合大学の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位のうち、課程修了の要件となる単位として認定することができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えないものとし、かつ、第 24 条第 1 項及び第 24 条の 2 の規定により修得したものとみなし、又は与える単位のうち、課程修了の要件となる単位として認定する単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。

(研究科への委任)

第 28 条 第 23 条から前条までの実施に関し必要な事項は、当該研究科において別に定める。

(教育職員の免許状)

第 29 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により各研究科において取得することができる教育職員の免許状の種類及び教科等は、別表第 2 のとおりとする。

(特別の課程)

第 30 条 学長は、教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するため、文部科学大臣が別に定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程の編成等に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 課程の修了及び学位の授与

(略)

(修士課程の修了要件)

第 32 条 博士前期課程の修了の要件は、2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程の目的に応じ、当該研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者と当該研究科委員会において認めた場合には、1 年以上在学すれば足りるものとする。

(略)

(編入学、転入学等における修了の取扱い)

第 33 条 第 51 条第 1 項及び第 2 項の規定により入学を許可された学生の課程の修了は、在学すべき年限以上在学し、当該課程の定める修了要件を満たすこととする。

(大学院における在学期間の短縮)

第 33 条の 2 第 27 条第 1 項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。)の教育課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(学位授与)

第 34 条 本大学院の課程を修了した者には、鳥取大学学位規則(昭和 35 年鳥取大学規則第 3 号)の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

(学位論文及び最終試験)

第 35 条 学位論文の審査及び最終試験は、各研究科委員会で行う。

(略)

(学位授与の別規定)

第 37 条 前 3 条に規定するもののほか、学位の授与については、別に定める。

第 7 章 入学、進学、退学、留学、休学、再入学、編入学及び転学

(入学時期)

第 38 条 入学の時期は、毎年度学年始めとする。ただし、研究科において必要があるときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(略)

(修士課程の入学資格)

第 40 条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法第 83 条に定める大学の卒業者

二 (略)

三 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

七 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 文部科学大臣の指定した者

九 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者がその後に当該研究科に入学する場合において、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

十 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

- 2 前項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、学校教育法第 83 条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、当該研究科が定める大学の単位を優秀な成績で修得したと認めるものを当該研究科に入学させることができる。

(略)

(入学願書)

第 42 条 本大学院への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて当該研究科に願出しなければならない。

(入学の選考)

第 43 条 入学を志願した者については、当該研究科の定めるところにより選考を行う。

(入学の手續及び許可)

第 44 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、別に定める期日までに所定の書類を提出するとともに所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定により入学手續を完了した者に入学を許可する。

(博士後期課程への進学)

第 45 条 本大学院の修士課程を修了し、引き続き、本大学院の博士課程又は博士後期課程に進学を志願する者並びに島根大学及び山口大学の大学院修士課程(博士前期課程を含む。)を修了し、引き続き、本大学院連合農学研究科に進学を志願する者については、当該研究科の定めるところにより選考の上、研究科長が進学を許可する。

(退学)

第 46 条 学生が、病気その他の事由で退学しようとするときは、鳥取大学学生守則(平成 7 年鳥取大学規則第 26 号)第 2 条第 1 項で定める保護者等と連署で学長に願出で許可を受けなければならない。

- 2 学長は、病気その他の事由で、成業の見込みがないと認めたときは、退学を命ずることができる。

(留学)

第 47 条 第 24 条及び第 26 条の規定に基づき、外国の大学院に留学を志願する学生は、所属研究科長を経て学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項により留学した期間は、第 13 条、第 31 条及び第 32 条の在学期間に算入するものとする。

(休学)

第 48 条 学生が、病気又は特別の事由により 2 月以上修学することのできないときは、学長に願出で休学の許可を得なければならない。

- 2 学生で病気のため修学することが適当でないと認める場合は、学長は、これに休学を命ずることができる。

(休学期間の取扱い)

第 49 条 休学期間は、引き続き 1 年を超えてはならないものとし、延長の必要があるときは、1 年を限度として休学期間の延長を許可することができる。ただし、別に定める特別の事由がある場合は、この限りでない。

- 2 休学期間は、修士課程にあつては通算して 2 年、医学系研究科博士課程(医科学専攻を除く。)及び共同獣医学研究科博士課程にあつては通算して 4 年、医学系研究科及び工学研究科の博士後期課程並びに連合農学研究科博士課程にあつては通算して 3 年を超えることができない。

- 3 休学した期間は、第 13 条、第 31 条及び第 32 条の在学期間並びに長期履修学生として認められた者並びに第 51 条第 1 項及び第 2 項の規定により入学を許可された者の在学期間に算入しない。

(休学期間中の復学)

第 50 条 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(再入学、編入学及び転入学)

第 51 条 本大学院研究科を第 46 条第 1 項の規定により退学した者又は入学料若しくは授業料未納により除籍処分を受けた者が退学又は除籍後再び入学を志願するときは、選考の上入学を許可することができる。

- 2 他の大学院研究科又は国際連合大学の課程から編入学及び転入学を志願する者については、選考の上入学を許可することができる。

- 3 再入学、編入学及び転入学を志願する者は、前 2 項に規定するもののほか、入学を志願する者の例による。

(他大学院への転学)

第 52 条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、事情によりこれを許可する。

第 8 章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生及び研究生

(特別聴講学生)

第 53 条 研究科の授業科目を履修することを志願する他の大学院、外国の大学院の学生又は国際連合大学の課程に在学する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき特別聴講学生として入学を許可することができる。ただし、外国の大学院にあっては、やむを得ない事情があるときは、事前の協議を欠くことができる。

- 2 特別聴講学生の入学許可は、学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(特別研究学生)

第 54 条 研究科において研究指導を受けることを志願する他の大学院、外国の大学院の学生又は国際連合大学の課程に在学する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき特別研究学生として入学を許可することができる。ただし、外国の大学院にあっては、やむを得ない事情があるときは、事前の協議を欠くことができる。

(科目等履修生)

第 55 条 研究科の授業科目中、一科目又は数科目の履修を志願する者があるときは、学生の学修に妨げのない限り、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生の入学許可は、学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(聴講生)

第 56 条 研究科の授業科目中、1 科目又は数科目の聴講を志願する者があるときは、学生の学修に妨げのない限り、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生の入学許可は、学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(研究生)

第 57 条 研究科において特殊事項に関して研究に従事しようとする者があるときは、当該研究科において適当と認め、かつ、学生の研究に支障のない場合に限り、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生の入学許可は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 3 研究生の研究期間は、1 年以内とする。

- 4 前項の研究期間を超えて、なお研究を継続しようとする場合は、事情により許可することができる。

(研究科への委任)

第 58 条 前 5 条に定めるもののほか、特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生及び研究生に関し必要な事項は、当該研究科において別に定める。

(特別聴講学生等に関する実費)

第 59 条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生及び研究生の研究又は実験に要する実費は、別に負担させることができる。

第9章 検定料、入学料及び授業料

(検定料及び入学料の額)

第60条 学生の検定料及び入学料の額は、鳥取大学学生等の授業料その他の費用の額及びその徴収方法を定める規則(平成16年鳥取大学規則第70号。以下「学生等の費用規則」という。)に定める額とする。

(検定料及び入学料の不徴収)

第61条 特別聴講学生、特別研究学生、現職教育のため任命権者の命により派遣されている研究生及び第45条の規定により進学した者の検定料及び入学料は、徴収しない。

2 学長の承認に基づき現職のままで入学した本学附属学校教員(以下「附属学校大学院派遣教員」という。)の入学料は、徴収しない。

(入学料の免除等)

第61条の2 入学前1年以内において、入学する者(聴講生、科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。)の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、又はその他の理由により入学料の納付が著しく困難であると認められるとき、その他入学料の納付を免除することに相当の理由があると認めるときは、別に定めるところにより入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(授業料の納付)

第62条 学生の授業料の額は、学生等の費用規則に定める額とし、各年度に係る授業料は、前期及び後期の2期に区分し、前期については5月末日までに、後期については11月末日までにそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収する。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収する。

4 特別聴講学生及び聴講生(科目等履修生を含む。)の授業料の額は、学生等の費用規則に定める額とし、聴講又は履修する当初の月に納付しなければならない。ただし、当該特別聴講学生が授業料を相互に徴収しないことを定めた大学間の相互単位互換協定(付属書を含む。)又は協議に基づき受け入れる学生及び外国人留学生である場合は、授業料を徴収しないものとする。

5 特別研究学生及び研究生の授業料の額は、学生等の費用規則に定める額とし、受入れ予定期間に応じ3月分に相当する額(3月未満であるときは、その期間分に相当する額)を、当該期間における当初の月に納付しなければならない。ただし、当該特別研究学生が授業料を相互に徴収しないことを定めた大学間の交流協定(付属書を含む。)又は協議に基づき受け入れる学生及び外国人留学生である場合並びに現職教育のため任命権者の命により派遣されている研究生である場合は、授業料を徴収しないものとする。

6 附属学校大学院派遣教員の授業料は、徴収しない。

(退学者の授業料)

第63条 退学した者又は退学を命ぜられた者も、その期の授業料は、納付しなければならない。

(休学者の授業料)

第64条 休学を許可された者については、休学を開始した日の属する月の翌月(当該休学開始日が月の初日であるときは、その日の属する月)から復学した月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学許可の時期が、当該期の授業料の納付期限後である場合は、その期の授業料は免除しない。

(経済的理由等による授業料の免除等)

第64条の2 学生で経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき、その他授業料の納付を免除することに相当の理由があると認めるときは、別に定めるところにより授業料の全額又は半額を免除し、若しくはその徴収を猶予することができる。

(納付した授業料の返付)

第65条 納付した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 62 条第 2 項及び第 3 項の規定により前期及び後期に係る授業料を納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学したときは、納付した者の申出により当該授業料相当額を返付する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、第 62 条第 3 項の規定により授業料を納付した者が、前年度の 3 月 31 日までに入学を辞退したときは、納付した者の申出により当該授業料相当額を返付する。

第 10 章 外国人留学生

(外国人留学生)

第 66 条 外国人留学生については、別に定める。

第 11 章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 67 条 学生で他の模範となる行為のあった者は、表彰する。

(入学料等未納による除籍)

第 67 条の 2 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可になり、又はその半額を免除された者が免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しないときは、学長はこれを除籍する。

2 入学料の徴収猶予を許可された者が猶予期間内に納付すべき入学料を納付しないときは、学長はこれを除籍する。

3 学生が授業料の納付を怠り督促を受けても、なお納付しないときは、学長はこれを除籍する。

(懲戒)

第 68 条 学生で本学の規則に違背し、又は学生の本分に反する行為があった者は、懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

(略)

第 13 章 研究施設及び厚生保健施設

(研究施設等の利用)

第 70 条 学生は、本学の図書館及び研究施設並びに厚生保健施設を利用することができる。

第 14 章 その他

(学則等の準用)

第 71 条 この学則に定めるもののほか、学生に関して必要な事項は、鳥取大学学則、鳥取大学学生守則(平成 7 年鳥取大学規則第 26 号)及び当該学部規則を準用する。

(略)

附 則

1 この学則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(略)

別表第2 教育職員の免許状の種類及び教科等(第29条関係)

研究科名	専攻名等		取得できる免許状	
			種 類	教科・領域
持続性社会 創生科学研究科（博士 前期課程）	地域学専攻	地域創生 コース	中学校教諭専修免許状	社会
			高等学校教諭専修免許状	地理歴史，公民
		人間形成 コース	幼稚園教諭専修免許状	
			小学校教諭専修免許状	
			特別支援学校教諭専修免許 状	知的障害者，肢体不自由 者，病弱者
	工学専攻		中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科，情報，工業
	農学専攻		中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科，農業
	国際乾燥地科学専攻		中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科

2. 鳥取大学学位規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)第13条第1項の規定に基づき、鳥取大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

（学位）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

（学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院において修士課程又は持続性社会創生科学研究科若しくは医学系研究科の前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)を修了した者に授与する。

（略）

（論文の審査）

第6条 学位論文の審査は、各研究科委員会において行う。

2 前項の審査に当たっては、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

3 研究科委員会は、学位論文の審査のため必要があるときは、学位申請者に対して学位論文の副本、訳本及び標本等の提出を求めることができる。

4 博士の学位論文の審査は、原則として受理後1年以内に終了するものとする。

5 修士の学位論文の審査は、在学期間中に終了するものとする。

（研究科委員会の議決）

第7条 研究科委員会は、第3条第2号から第4号までに規定する当該学位授与の可否について議決する。

2 前項の委員会は、委員総数(海外渡航中の者及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上(連合農学研究科にあつては過半数)の出席がなければ開くことができない。

3 第1項の議決は、出席委員の3分の2以上(連合農学研究科にあつては4分の3以上)の賛成を要する。

（学長への報告）

第8条 教授会が第3条第1号の議決をしたときは、学部長は、速やかに文書をもって学長に報告しなければならない。

2 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、速やかに文書をもって学長に報告しなければならない。

（学位記の交付）

第9条 学長は、前条の報告に基づき、学位記を授与する。

2 学位記を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。

（略）

（専攻分野の名称）

第11条の2 本学は、学位を授与するに当たっては、別表に掲げる区分により、専攻分野の名称を付記するものとする。

2 第3条第4号の規定により授与される学位に付記する専攻分野の名称は、別表の規定を準用する。

（学位の名称の使用）

第12条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

（学位授与の取消し）

第13条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、教育研究評議会の議決により学位の授与を取り消すことができる。

（学位授与の報告）

第 14 条 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第 12 条の規定に基づき、文部科学大臣に報告書を提出するものとする。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、学位授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科において別に定める。

附 則

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

別表(第 11 条の 2 関係)

学位	学部，研究科名	付記する専攻分野の名称	付記する専攻分野の英文名称
学 士	(略)	(略)	(略)
修 士	持続性社会創生 科学研究科	地域学(地域学専攻地域創生コース の博士前期課程を修了した者)	Master of Regional Sciences
		教育学(地域学専攻人間形成コース の博士前期課程を修了した者)	Master of Education
		工学又は学術(工学専攻の博士前期 課程を修了した者)	Master of Engineering Master of Philosophy
		農学(農学専攻の博士前期課程を修 了した者)	Master of Agriculture
		農学又は学術(それぞれ国際乾燥地 科学専攻の博士前期課程を修了し た者)	Master of Agriculture Master of Science
	医学系研究科	(略)	(略)
博 士	(略)	(略)	(略)

3. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科規則

(趣旨)

第1条 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科（以下「本研究科」という。）に関する事項は、鳥取大学大学院学則（平成16年鳥取大学規則第56号。以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(専攻及び教育コース)

第2条 本研究科の専攻に、履修上の区分として次の教育コースを置く。

専攻名	教育コース名
地域学専攻	地域創生コース，人間形成コース
工学専攻	機械宇宙工学コース，情報エレクトロニクスコース，化学バイオコース，社会システム土木コース
農学専攻	里地里山環境管理学コース，植物菌類生産科学コース，農芸化学コース
国際乾燥地科学専攻	一般コース，特別コース

(教育目標)

第3条 本研究科は、専門分野における高度な知識・技術と実践的能力を持ち、専門分野を超えた持続性社会創生に関わる幅広い知識に基づく俯瞰的な思考力を身に付け、国内外の社会の様々な場において、持続性社会創生に向けてのイノベーション創出に貢献できる高度専門職業人を養成することを教育目標とし、各専攻の教育目標は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 地域学専攻は、個性豊かで持続可能な地域の創生、生涯発達・地域教育に立脚した人間形成のために、地域を総合的に把握する能力を有し、かつ高度で専門的な知識と実践力を兼ね備えた人材を養成することを教育目標とする。
- 二 工学専攻は、最新科学技術教育と実践教育のもと、先端ものづくり技術、高度情報社会技術、高度な化学バイオ技術、生存基盤を支える社会技術を体系的に修得させるとともに、それらを駆使して持続性社会の創生のために工学分野の多様なニーズに対応できる高度専門技術者・研究者を養成することを教育目標とする。
- 三 農学専攻は、生物資源の取り扱いに関する正しい知識と倫理感を備え、先進的な生物生産技術、バイオテクノロジーや環境保全・修復技術、経済的・経営的分析に関する知識と技術を修得し、問題点を多角的に捉える学際性をもって地域と地球の持続的な発展に貢献する人材を養成することを教育目標とする。
- 四 国際乾燥地科学専攻は、乾燥地における農業、環境保全に関する知識・技術を修得し、併せて多様な文化や住民の生活の質に関わる人文・社会科学の知識を身に付け、地球規模で生じている自然及び人類的課題の解決策をグローバルな視点によって導き出し、自然と調和する循環型社会の創生のために国際的に活動できる人材を養成することを教育目標とする。

(修了要件)

第4条 本研究科の修了の要件は、2年以上在学し、所定の授業科目30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。

ただし、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に基づき、特に優れた業績をあげ、大学院に1年以上在籍した者については、在学期間を2年未満とすることができる。

また、大学院学則第12条の規定による長期履修制度による場合の在学期間は、最長4年間とする。

(授業及び研究指導)

第5条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育課程)

第6条 前条の授業科目に係る教育課程表は、各専攻において定める。

(指導教員等)

第7条 専攻長は、授業科目の履修、学位論文の作成等に関し指導助言を行うため、当該専攻に入学し

た学生に指導教員を置く。

2 専攻長は、前項の指導教員に加えて、指導教員を補助する副指導教員を置くことができる。

3 専攻長は、各専攻が定める会議の議を経て、前2項に掲げる指導教員及び副指導教員を指名する。

4 指導教員は、毎年学生が作成した研究計画に基づき、各専攻が定める様式の研究指導計画書を作成し、学生に研究題目及び指導計画を明示するものとする。

(他の大学院等又は特別の課程における単位の認定等)

第8条 本研究科における大学院学則第24条及び第24条の2の規定に基づく他の大学院等で修得した単位の認定及び特別の課程の学修に対する単位の授与にあつては、各専攻において教育上有益であると認めることをもって、本研究科において教育上有益であると認めたものとする。

2 前項の規定により認定し、又は授与する単位のうち、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる単位数は、各専攻が定める範囲とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第9条 本研究科における大学院学則第27条の規定に基づく入学前の既修得単位の認定にあつては、各専攻において教育上有益であると認めることをもって、本研究科において教育上有益であると認めたものとする。

2 前項の規定により認定する単位のうち、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる単位数は、各専攻が定める範囲とする。

3 第1項の規定により単位を認定された学生は、大学院学則第33条の2の規定に基づき、専攻において定める期間について在学したものとみなすことができる。

(教育方法の特例)

第10条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教育職員の免許状)

第11条 教育職員免許法に定める免許状取得を希望する者は、各専攻が定める所定の単位を修得しなければならない。

(鳥取大学地域戦略プログラム)

第12条 持続可能な社会の創生に関する知識を広げるために、鳥取大学の強み・特色である乾燥地開発と地域創生について体系的に学び、ユニークな人材を養成するため、本研究科に鳥取大学地域戦略プログラムを置く。

2 鳥取大学地域戦略プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(転専攻)

第13条 本研究科の学生で、本研究科の他の専攻への転専攻を志願する者があるときは、当該専攻に欠員のある場合に限り、選考の上、許可することがある。

(修士論文)

第14条 修士論文を提出できる者は、課程修了に必要な30単位以上を修得した者又は修得見込みの者であつて、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

2 修士論文審査及び最終試験に関する取扱いは、各専攻において別に定める。

(課程修了の判定)

第15条 研究科長は、各専攻から課程修了の可否に係る報告を受けて研究科委員会でその可否を判定したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(専攻への委任)

第16条 第4条から第13条まで(第11条を除く。)の規定の実施に関し必要な事項は、各専攻において別に定める。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、本研究科に関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

4. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻規則

(趣旨)

第1条 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻（以下「専攻」という。）に関する事項は、鳥取大学大学院学則（平成16年鳥取大学規則第56号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(コース及び分野)

第2条 専攻に置くコース及び分野は、次のとおりとする。

コース	分 野
地域創生コース	地域創造分野 国際地域文化分野
人間形成コース	発達科学分野 学習科学分野

(指導教員)

第3条 学生の研究指導を行うため、学生ごとに指導教員を置く。なお、副指導教員を置くことができる。

2 指導教員は、毎年、学生が作成した研究計画に基づき、指定する期間内に研究指導計画書（別紙様式）を作成し、当該学生に研究指導計画書を明示後、専攻長に届け出なければならない。

(修了要件)

第4条 専攻の修了の要件は、2年以上在学し、所定の授業科目30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に基づき、特に優れた業績をあげ、大学院に1年以上在籍したものについては、在学期間を2年未満とすることができる。

2 学則第12条の規定による長期履修制度による場合の在学期間は、最長4年間とする。

(教育課程表)

第5条 専攻における各コースの教育課程表は、別表1のとおりとする。

(履修方法)

第6条 学生は、教育課程表に基づき、30単位以上を修得しなければならない。

2 専攻において教育上有益と認めるときは、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科（以下「研究科」という。）の定めるところにより、他の専攻、他の研究科、他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修することができる。

3 専攻において教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、入学する前に大学院において修得した単位を、本専攻の単位として認定することができる。

4 前2項により学生が修得した単位は、10単位を超えない範囲で課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(履修科目の届出及び承認)

第7条 学生は、毎年、指定する期間内に、その学年の履修計画（履修しようとする授業科目及び単位数をいう。以下同じ。）を作成し、指導教員の承認を得たのち、専攻長に届け出なければならない。

2 社会人学生は、学則第21条の規定による履修に関する特例措置を適用することができる。研究科の定めるところにより特例措置の適用が認められた学生は、通常の時間帯以外の夜間その他特定な時間又は時期を使った履修計画を作成することができる。

3 特例措置の適用が認められた学生のうち、現職教員の場合は、次に掲げる履修方法で履修計画を作成することができる。

(1) 1年次においては、通常の時間帯での研究及び授業科目の履修に専念する。

(2) 2年次においては、通常勤務を続けながら、専攻が指定する日に開講する授業科目を履修し、研究指導を受けるものとする。専攻が指定する日には、夜間および休業日を含む。

(教員免許状)

第8条 各コースにおいて、免許状授与の所要資格を得ることができる免許状の種類及び教科は、別

表 2 に掲げるとおりとする。

(単位の認定)

第 9 条 授業科目の単位の認定については、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻単位認定規則により行う。

(修士論文)

第 10 条 修士論文は、各コースで定めた授業科目の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 修士論文は、指定した期日までに専攻長に提出しなければならない。

3 修士論文の審査及び最終試験に関する事項については、別に定める。

(専攻の事務)

第 11 条 専攻の事務は、地域学部事務部において処理する。

附 則

1. この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2. 令和 7 年 3 月 31 日に在学する者については、改正後の別表にかかわらず、なお、従前の例による。

別表 1 教育課程表 (第 5 条関係)

(略)

別表 2 教育職員の免許状の種類及び教科 (第 8 条関係)

コース名	取得できる免許状	
	種 類	教科・領域
地域創生コース	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史、公民
人間形成コース	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者

5. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻における専門科目による研究科共通科目の単位充当に関する申合せ

(趣旨)

第1 この申合せは、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻規則別表1の教育課程表(第5条関係)注1に定める専門科目による研究科共通科目の単位充当に関して、必要な事項を定めるものとする。

(申請の資格)

第2 研究科共通科目の基盤科目のうち選択科目2単位以内を専門科目により単位充当(以下「単位充当」という。)することを申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 職を有している者
- 二 育児又は親族の介護を行う必要がある者
- 三 その他専攻長が必要と認めた者

(申請手続等)

第3 単位充当の申請手続は、次のとおりとする。

- 一 新たに入学する者は、1年次の前期の履修登録期間に単位充当申請書(別紙様式第1号)を専攻長に提出しなければならない。
- 二 在学生は、前期又は後期の履修登録期間に単位充当申請書(別紙様式第1号)を専攻長に提出しなければならない。

(許可)

第4 前条の規定による申請があったときは、地域学専攻教務小委員会の議を経て、専攻長が許可する。

附 記

- 1. この申合せは、令和5年4月1日から施行する。
- 2. 令和5年3月31日に在学する者については、制定後の申合せにかかわらず、なお、従前の例による。

6. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻単位認定規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻規則（平成29年鳥取大学持続性社会創生科学研究科地域学専攻規則第1号）第9条の規定に基づき、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻の単位の認定方法に関し、必要な事項を定める。

(授業時間数)

第2条 持続性社会創生科学研究科地域学専攻における授業科目の単位認定の基礎となる1単位当たりの授業時間数は、鳥取大学大学院学則第18条第2項の規定に基づき次のとおりとする。

- | | |
|---------|------------|
| 一 講義 | 15時間 |
| 二 演習 | 15時間又は30時間 |
| 三 実験・実習 | 30時間又は45時間 |

(単位の認定)

第3条 単位の認定は、履修した授業科目についての筆記試験、論文、報告書、平常成績等によって行う。

- 2 前項までの規定によるもののほか、他の大学院で修得した単位については、学則の規定に基づき、その他の定めにより、これらを鳥取大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定し、又は与えることができる。

(認定の区分)

第4条 単位の認定は、100点満点で採点して60点以上をもって合格とする。

- 2 成績はS、A、B、C及びFをもって表す。Sは90点以上、Aは80点～89点、Bは70点～79点、Cは60点～69点、Fは59点以下とする。
- 3 コースで指定する授業科目については、可否で判定し、S、Fをもって表す。Sは合、Fは否とする。
- 4 前条第2項の規定により単位を認定した場合の当該授業科目の評価は、Nをもって表すものとする。
- 5 鳥取大学単位認定規則第3条の規定により単位の認定を行わなかった場合は、当該授業科目の評価は不履修とし、Eをもって表すものとする。

(定期試験)

第5条 定期試験を実施する場合は、原則として毎学期の終りに実施する。

- 2 前項の規定にかかわらず、各学期を前半及び後半に分けたときは、原則としてそれぞれの終わりに定期試験を実施する。

(追試験)

第6条 病気その他特別の事情により前条の定期試験を受けられなかった者は、追試験を受けることができる。

- 2 追試験を受けようとする者は、当該試験終了後できるだけ速やかに追試験願を当該授業科目担当教員の承認を得て、専攻長に提出しなければならない。
- 3 追試験を受けた者については、当該授業科目担当教員から成績が提出された時をもって単位の認定が行われたものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前の入学者については、この規則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻学位規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻規則（平成29年鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻規則第1号）第10条第3項の規定に基づき、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻における学位の授与に関し必要な事項を定める。

(修士論文の提出)

第2条 修士論文を提出できる者は、所定の授業科目について30単位以上修得した者又は修得見込みの者とする。

2 修士論文の審査を受けようとする者は、修士論文審査願に修士論文及び修士論文要旨を添え、指導教員の承認を経て、専攻長に提出するものとする。

3 修士論文の提出期限は、1月20日（9月修了予定の者にあつては、6月末日）とする。

(修士論文審査委員)

第3条 各コースは、修士論文1編につき主査1名及び副査2名又は3名の修士論文審査委員候補者を1月初旬の専攻長が指示する日（9月修了予定の者にあつては、7月初旬）までに専攻長に推薦するものとする。

2 専攻会議は、前項の推薦に基づき、修士論文審査委員（以下「審査委員」という。）を決定する。

(修士論文の審査及び最終試験)

第4条 修士論文の審査及び最終試験は、審査委員が主査の総括の下に行うものとする。

2 修士論文の審査及び最終試験の成績の評価は、合格又は不合格とする。

(審査結果及び成績の報告)

第5条 審査委員は、修士論文の審査及び最終試験の成績を修士論文審査及び試験結果報告書により、2月下旬の専攻長が指示する日（9月修了予定の者にあつては、8月末日）までに専攻長に報告するものとする。

(研究科長への報告)

第6条 専攻長は、前条の規定による報告を受けたときは、専攻会議の議を経て、その結果を研究科長に報告するものとする。

(修士論文及び修士論文要旨の保管)

第7条 修士論文は当該コースで保管し、修士論文要旨は地域学部事務部で保管する。

(雑 則)

第8条 第2条第3項の規定において提出すべき日が休日にあたる場合は、それ以降の業務日を該当する日に読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

8. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻修士論文題目届等に関する申し合わせ

持続性社会創生科学研究科地域学専攻修士論文題目届等に関する諸手続を次のように定める。

1. 修士論文題目等の届出

① 1年次の4月に修士論文指導教員と相談のうえ、修士論文指導教員届及び修士論文仮題目届を別紙1により、専攻長（教務係）へ届け出ること。（提出期日は別に指示する。）

② 1年次の12月10日までに、修士論文題目届を別紙2により、専攻長（教務係）へ届け出ること。

但し、長期履修学生は、2年次（修了予定年度の前年度）の12月10日までに、修士論文題目届を別紙2により、専攻長（教務係）へ届け出ること。

2. 修士論文題目変更の届出

修士論文題目の変更は、2年次（修了予定年度）の12月10日までに、修士論文題目変更届を別紙3により、専攻長（教務係）へ届け出ること。

ただし、9月修了予定者は修了予定年度の6月末日までに届け出ることとする。

9. 鳥取大学における成績等の評価及び GPA 制度に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、鳥取大学単位認定規則（平成5年鳥取大学規則第2号）その他鳥取大学（以下「本学」という。）における関係規則等に定める成績等の評価又はこれに関連する事項について、本学における成績等の評価及びグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績等の平均値をいう。以下「GPA」という。）制度の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要項は、成績等の評価及び GPA 制度の取扱いについて必要な事項を定めることにより、教育課程を通じて、学生の学修意欲の向上及び適切な修学指導に資することを目的とする。

(評語、評価基準及び GP)

第3条 学生が履修した授業科目の成績等に関する評語及び基準並びにグレード・ポイント（各評語に与えられる数値。以下「GP」という。）は、次表のとおりとする。

表1 100点満点で採点して成績を判定する授業科目

区分	評語	評点	基 準	GP
合格	S	90～100	修得した知識・技能を相互に関連付けて応用できる。	4
	A	80～89	基礎知識・技能を発展させた知識・技能を修得している。	3
	B	70～79	到達目標を達成し、基礎知識・技能を修得している。	2
	C	60～69	到達目標を達成し、最低限必要な基礎知識・技能を修得している。	1
不合格	F	0～59	到達目標を達成していない、また授業の基礎知識・技能を修得できていない。	0

表2 単位の認定ができない授業科目

区分	評語	評点	基 準	GP
不履修	E	無	履修登録は行ったが、「鳥取大学単位認定規則」で定める出席回数に達していない。若しくは単位の認定試験を受験していない。（論文及びレポート等の未提出を含む。）又は不正行為により単位が認定されない。	0

表3 可否により成績を判定する授業科目

区分	評語	基 準
合格	P	到達目標を達成している。
不合格	F	到達目標を達成していない。

表4 鳥取大学学則（平成16年鳥取大学規則第55号）第32条及び鳥取大学大学院学則（平成16年鳥取大学規則第56号）第27条の規定により既修得単位として認定をした授業科目

区分	評語	基 準
認定	N	到達目標を達成している。

(GPAの種類と算出方法)

第4条 GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標（以下「学期 GPA」という。）、当該学年における学修の状況及び成果を示す指標（以下「学年 GPA」という。）、及び在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標（以下「累積 GPA」という。）の3種類とする。

2 学期 GPA、学年 GPA 及び累積 GPA 算出の計算式は、次の各号に掲げるとおりとし、算出された数値の少数点第3位以下は四捨五入するものとする。

一 学期 GPA 算出の計算式

(当該学期の各履修登録科目の単位数×当該科目の GP) の総和

学期 GPA=

当該学期における履修登録科目の総単位数

二 学年 GPA 算出の計算式

(当該学年の各履修登録科目の単位数×当該科目の GP) の総和

$$\text{学年 GPA} = \frac{\text{当該学年における履修登録科目の総単位数}}{\text{当該学年における履修登録科目の総単位数}}$$

三 累積 GPA 算出の計算式

(在学全期間の各履修登録科目の単位数×当該科目の GP) の総和

$$\text{累積 GPA} = \frac{\text{在学全期間における履修登録科目の総単位数}}{\text{在学全期間における履修登録科目の総単位数}}$$

(GPA 算出の対象授業科目)

第 5 条 GPA の算出の対象は、各学部・各研究科（以下「学部等」という。）の履修規則等に規定する卒業要件に係る授業科目とする。

2 不正行為により単位が認定されなかった授業科目については、履修歴があったものとして取り扱い、GPA 算出の対象とする。

3 不合格と評価された授業科目又は不履修とされた授業科目については、後に再履修によって合格となった場合であっても、不合格又は不履修の際の GP を含めた全ての GP を GPA 算出の対象とする。

4 前 3 項の規定にかかわらず、次に掲げる授業科目については、GPA 算出の対象としない。

一 可否で成績を判定する授業科目

二 鳥取大学学則第 32 条及び鳥取大学大学院学則第 27 条の規定により既修得単位として認定をした授業科目

三 学部等において GPA 算出の対象から除外する指定をした授業科目

(休学した学生の履修科目の取扱い)

第 6 条 休学に伴い単位が認定されなかった授業科目は、履修歴がなかったこととして取り扱う。ただし、休学が許可される前に単位が認められた授業科目については、修得単位を認め、GPA 算出の対象とする。

(GPA の表示)

第 7 条 学務支援システムの成績修得状況において、学期 GPA、学年 GPA 及び累積 GPA を表示する。

(GPA の活用)

第 8 条 本学は、GPA を教育内容等の改善、履修指導、学修支援、学生生活支援等に活用するものとする。

(雑則)

第 9 条 この要項に定めるもののほか、成績評価及び GPA 制度の実施について必要な事項は、教育支援委員会の議を経て、理事（教育担当）が定める。

附 則

1 この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 4 年度以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、第 3 条の表に示す評語の S を A に、A を B に、B を C に、C を D に、P を S にそれぞれ読み替えて適用する。

10. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における研究科共通科目の成績評価に関する申合せ

(趣旨)

第1 この申合せは、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における研究科共通科目の成績評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(成績の評価基準)

第2 研究科共通科目の成績は、鳥取大学における成績等の評価及び GPA 制度に関する要項（令和5年1月24日理事（教育担当）裁定）第3条に定める評語及び評価基準に基づき評価するものとする。（成績評価基準と方法の周知）

第3 研究科共通科目の授業担当教員は、各授業科目の成績評価の基準と方法をシラバスに明記するとともに、各授業において、到達目標と関連づけながら授業内容に基づき具体的に説明するものとする。

(成績の報告)

第4 研究科共通科目の授業担当教員は、各学期の指定された期日までに、所定の方法により成績を報告するものとする。

(成績評価に対する疑義申立て)

第5 学生が、自らの成績評価に関して、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該授業科目の成績公開後原則として1週間以内に「成績評価確認願」（別紙様式）により申立てを行うことができる。

一 成績の誤記入等、明らかに授業担当教員の誤りであると思われるもの

二 シラバス等に記載されている到達目標、成績の評価方法と基準等から、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの

(疑義申立てへの対応)

第6 学生から成績評価に関する疑義申立てがあった場合の対応は、研究科長を責任者とし、疑義申立ての窓口は、学生部教育支援課とする。ただし、責任者が事故等特別な事情により対応することができない場合は、副研究科長がその職務を代理する。

なお、学生は、授業担当教員に直接申立てを行うことはできない。

2 責任者は、申立ての内容を確認し、必要に応じて当該学生に面談等を実施した上で、速やかに授業担当教員に疑義に対する回答を求めるものとする。ただし、申立て内容が、明らかに第5に定める申立てが可能な場合に該当しないと責任者が判断したときは、当該学生にその旨を通知する。

3 授業担当教員は、責任者から回答を求められた場合、直ちに「教員回答書」（別紙様式2）により回答を行うものとする。

4 責任者は、授業担当教員からの回答内容を確認し、必要な場合は、当該教員に面談等を実施して調整を行った上で、その結果を、申立てのあった日から原則として2週間以内に、当該学生に通知するものとする。

なお、責任者は、授業担当教員との調整が困難である場合、持続性社会創生科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）において疑義申立ての正当性を判断し、疑義に対する回答を行うものとする。

(成績評価の修正等)

第7 疑義申立ての結果及びその他の事情により成績評価の修正等が生じた場合、授業担当教員は学生部教育支援課において成績修正の手続きを行うものとする。

(その他)

第8 この申合せに定めるもののほか、研究科共通科目の成績評価に関し必要な事項は、研究科委員会において審議し決定するものとする。

附 記

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。

11. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻における専門科目の成績評価に関する 申し合わせ

(趣旨)

第1 この申合せは、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻における専門科目の成績評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(成績の評価基準)

第2 専門科目の成績は、鳥取大学における成績等の評価及び GPA 制度に関する要項（令和5年1月24日理事（教育担当）裁定）第3条に定める評語及び評価基準等に基づき評価するものとする。

(成績評価基準と方法の周知)

第3 授業科目の授業担当教員は、各授業科目の成績評価の基準と方法をシラバスに明記するとともに、各授業において、到達目標と関連づけながら授業内容に基づき具体的に説明するものとする。

(成績の報告)

第4 授業科目の授業担当教員は、各学期の指定された期日までに、所定の方法により成績を報告するものとする。

(成績評価に対する疑義申立て)

第5 学生が、自らの成績評価に関して、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該授業科目の成績公開後原則として1週間以内に「成績評価確認願」（別紙様式）により申立てを行うことができる。

一 成績の誤記入等、明らかに授業担当教員の誤りであると思われるもの

二 シラバス等に記載されている到達目標、成績の評価方法と基準等から、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの

(疑義申立てへの対応)

第6 学生から成績評価に関する疑義申立てがあった場合の対応は、地域学専攻副専攻長（教務担当）を責任者とし、疑義申立ての窓口は、地域学部教務係とする。

2 責任者は、申立ての内容を確認し、必要に応じて当該学生に面談等を実施した上で、速やかに授業担当教員に対し成績評価に関する回答を求めるものとする。ただし、申立て内容が、明らかに第5に定める申立てが可能な場合に該当しないと責任者が判断したときは、当該学生にその旨を通知する。

3 授業担当教員は、責任者から回答を求められた場合、原則として1週間以内に回答を行うものとする。

4 責任者は、授業担当教員からの回答内容を確認し、必要な場合は、当該教員に面談等を実施して調整を行った上で、その結果を、申立てのあった日から原則として2週間以内に、当該学生に通知するものとする。

なお、授業担当教員との調整が困難である場合、地域学専攻長が判断するものとする。

(成績評価の修正等)

第7 疑義申立ての結果及びその他特別な事情により成績評価の修正等が生じた場合、授業担当教員は地域学部教務係において成績修正の手続きを行うものとする。

(その他)

第8 この申合せに定めるもののほか、授業科目の成績評価に関し必要な事項は、教務小委員会において審議し決定するものとする。

附 記

この申し合わせは、令和5年4月1日から施行する。

12. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における鳥取大学地域戦略プログラム実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科規則（平成29年鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科規則第1号。以下「研究科規則」という。）第8条第2項の規定に基づき、鳥取大学地域戦略プログラム（以下「地域戦略プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域戦略プログラムの構成)

第2条 地域戦略プログラムは、乾燥地開発プログラム及び地域創生プログラム（以下「各プログラム」という。）に区分し、各プログラムは、別表に定める授業科目群により構成する。

(修了要件等)

第3条 各プログラムの修了の要件は、別表に定める授業科目群の中から5単位以上を修得することとする。

2 前項により修得した単位は、研究科規則第4条に規定する修了要件の修得単位とすることができるものとする。

(履修対象の学生)

第4条 各プログラムの履修の対象となる学生は、次に掲げるとおりとする。

一 乾燥地開発プログラム 国際乾燥地科学専攻以外の学生

二 地域創生プログラム 地域学専攻地域創生コース地域創造分野以外の学生

(履修申請)

第5条 各プログラムの履修は、学生の任意によるものとし、その申請方法は、授業科目の所定の履修手続により行うものとする。

(修了認定証の授与)

第6条 各プログラムの修了の判定は、研究科委員会において行い、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は、別紙様式のとおりとする。

(事務)

第7条 この要項に関する事務は、学生部教育支援課において行う。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、地域戦略プログラムの実施に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年3月31日以前の入学者については、この要項による改正後の鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における鳥取大学地域戦略プログラム実施要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(別表)

プログラム区分	授業科目群（単位数）
乾燥地開発プログラム	[研究科共通科目] 持続性社会創生科学概論1（1単位） 国際乾燥地科学特論Ⅰ・Ⅱ（各2単位） 国際乾燥地科学特論Ⅲ（1単位） 国際協力特論（1単位） 国際交流と異文化理解（1単位） [国際乾燥地科学専攻・専門科目] 乾燥地環境評価学特論（2単位） 国際農業開発学特論（2単位）
地域創生プログラム	[研究科共通科目] 持続性社会創生科学概論2（1単位） 地域経済学特論Ⅰ・Ⅱ（各2単位） コミュニティ特論（2単位） [地域学専攻・専門科目] 地域福祉学特論（2単位） 地域政治学特論（2単位）

(別紙様式)

(略)

13. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科学生交流実施細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、鳥取大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条から第26条並びに第53条及び第54条の規定に基づき、その実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、「派遣学生」とは、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科（以下「本研究科」という。）の学生で他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）の授業科目を履修する者並びに本研究科の学生で他の大学院又は研究所等において研究指導を受ける者をいう。この場合において、外国の大学院には高等教育研究機関を含むものとする。

2 この細則において、「受入学生」とは特別聴講学生及び特別研究学生をいう。

3 この細則において、「特別聴講学生」とは、他の大学院の学生で本研究科の授業科目を履修する者をいう。

4 この細則において、「特別研究学生」とは、他の大学院の学生で本研究科の研究指導を受ける者をいう。

5 この細則において、「他の大学院の長」とは、大学間協議における協議機関の長をいう。

(範囲)

第3条 この細則において、学生の交流は、履修できる授業科目の範囲、研究指導の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い、その他必要とする事項についての協議（以下「大学間協議」という。）が成立した他の大学院との間で行う。ただし、外国の大学院にあってはやむを得ない事情があるときは、事前の協議を欠くことができる。

2 前項の大学間協議は、鳥取大学長が行うもののほか、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科長（以下「研究科長」という。）が行う。

第2章 派遣学生

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、指導教員の許可を得て、派遣学生許可願（別紙様式1号）に、大学間協議に基づく必要書類を添えて、研究科長に願い出なければならない。

2 前項の願い出の時期は大学間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 前条の願い出があったときは、研究科委員会の議を経て研究科長が派遣を許可する。ただし、外国の大学院に留学する学生については、大学院学則第47条第1項による。

2 研究科長は、派遣を許可したとき又は前項ただし書きの許可があったときは、大学間協議に基づき他の大学院の長に受入れを依頼するものとする。

(派遣期間)

第6条 派遣学生の留学期間は、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科長が事情やむを得ないと認めたときは、他の大学院の長と協議のうえ、さらに1年以内の派遣期間の延長を認めることができる。ただし、他の大学院又は研究所等において研究指導を受ける者は、通算して1年を超えることができない。

3 工学専攻においては、前項の規定は適用しない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する派遣期間は、本研究科の修業年限及び在学期間に算入する。

(単位の認定)

第8条 派遣学生が修得した単位は、10単位を超えない範囲で本研究科にて修得したものとみなすことができる。ただし、当分の間その単位数は当該専攻において定めるものとする。

2 前項の単位の認定は、他の大学の長の交付する学業成績証明書により研究科委員会が行う。

(派遣の終了)

第9条 派遣学生は、派遣期間の終了したときは、ただちに研究科長に所定の報告書を提出しなけれ

ばならない。

(授業料等)

第 10 条 派遣学生は本学に正規の授業料を納付するとともに、他の大学院の定めるところにより授業料等を納付しなければならない。

(派遣の中止)

第 11 条 研究科長は、他の大学院の長から受入れの取消しの通知を受けたときは、派遣を中止するものとする。

第 3 章 受入学生

(出願手続)

第 12 条 特別聴講学生又は特別研究学生を志願する者は、「特別聴講学生入学願」(別紙様式 2-1)又は「特別研究学生入学願」(別紙様式 3-1)に、次の各号に掲げる書類を添えて、専攻が定める所定の日までに、所属大学院の長を通じて研究科長に願い出なければならない。

(1) 履歴書(特別研究学生のみ)

(2) 成績証明書(所属大学等が作成したもの)

(3) 健康診断書

(4) 推薦書(所属大学等の研究科長相当以上の役職者によるもの)

2 前項の規定にかかわらず、外国の大学院の学生の出願手続については、「特別聴講学生受入許可願」(別紙様式 2-2)又は「特別研究学生受入許可願」(別紙様式 3-2)に、前項各号に掲げる書類を添えて、専攻が定める所定の日までに、所属大学院の長を通じて研究科長に願い出なければならないものとし、また、次条の研究科委員会の議を経たものについては、「特別聴講学生入学願」又は「特別研究学生入学願」(別紙様式 3-3)を提出しなければならない。

(入学の許可)

第 13 条 前条の願い出があったときは、研究科委員会の議を経て研究科長が入学を許可する。

2 研究科長は入学を許可したときは、大学間協議に基づき、他の大学院の長に通知するものとする。

(受入期間)

第 14 条 受入学生の受入期間は、1 年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科長が事情やむを得ないと認めたときは、他の大学院の長との協議に基づき、さらに 1 年以内の受入期間の延長を認めることができる。ただし、特別研究学生は、通算して 1 年を超えることができない。

(単位の授与)

第 15 条 特別聴講学生には、別に定めるところにより、所定の単位を与えるものとする。

(学生証)

第 16 条 受入学生は、学生証又は身分証明書の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(除籍)

第 17 条 研究科長は、受入学生が成業の見込みのないとき、本学の規則に反する行為があったとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、研究科委員会の議を経て除籍することがある。

第 4 章 雑則

第 18 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

14. 鳥取大学における長期履修学生の取扱いに関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、鳥取大学学則（平成16年4月9日鳥取大学規則第55号。以下「学則」という。）第20条及び鳥取大学大学院学則（平成16年4月9日鳥取大学規則第56号。以下「大学院学則」という。）第12条の規定に基づき、鳥取大学における長期履修学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の資格)

第2条 長期履修を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者（自ら事業を行っている者及びアルバイト・パートタイムに従事する者を含む。）。ただし、給与の支給を受けて職務を免除されている者及び修学に影響を与えない範囲での軽微なアルバイト・パートタイムに従事する者については、適用を認めない。
- (2) 育児又は親族の介護を行う必要がある者
- (3) 視覚障害、聴覚障害、肢体障害、その他の障害があるため長期にわたり修学に相当な制限を受けると認められる者
- (4) その他各学部長又は各研究科長（以下「各学部長等」という。）が必要と認めた者

(長期履修期間)

第3条 長期履修を行う期間（以下「長期履修期間」という。）のうち修業年限を超えて履修する期間は、1年又は1学期（学則第17条及び大学院学則第14条に定める前期又は後期をいう。）を単位とし、長期履修の開始日は、4月1日又は10月1日とする。

- 2 長期履修期間は、学則第19条又は大学院学則第11条に定める修業年限又は標準修業年限の2倍の年数から長期履修の開始日前の在学期間を差し引いた期間を限度とする。

(申請手続)

第4条 長期履修の申請手続は、次のとおりとする。

- (1) 新たに入学し長期履修を希望する者は、入学手続期間に長期履修申請書（別紙様式第1号）を各学部長等に提出しなければならない。
- (2) 入学以後に長期履修を希望する者は長期履修の開始予定日の1か月前までに長期履修申請書（別紙様式第1号）を各学部長等に提出しなければならない。
- 2 卒業（修了）予定日の7か月前を過ぎた者又は学則第19条若しくは大学院学則第11条に定める修業年限若しくは標準修業年限を超えて在学する者は、長期履修の申請を行うことができない。

(許可)

第5条 前条の規定による申請があったときは、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、各学部長等が許可する。

- 2 各学部長等は、前項の規定により許可したときは、学長へ報告するとともに、当該許可の対象者に許可書を交付する。

(長期履修期間の変更)

第6条 長期履修学生で、特別な事情があると認められた者は、長期履修期間の変更を申請することができる。ただし、原則として長期履修期間の変更は1回に限るものとする。

- 2 長期履修期間を短縮する場合は、短縮後の長期履修の終了予定日から13か月前までに、長期履修変更申請書（別紙様式第2号）（以下「変更申請書」という。）を各学部長等に提出しなければならない。
- 3 長期履修期間を延長する場合は、延長前の長期履修の終了予定日の13か月前までに、変更申請書を各学部長等に提出しなければならない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、各学部長等が特別な事情があると認める場合、長期履修期間の短縮は、短縮後の長期履修の終了予定日の7か月前までに、長期履修期間の延長は、延長前の長期履修の終了予定日の7か月前までに、変更申請書を各学部長等に提出すれば足りるものとする。

(長期履修期間変更の許可)

第7条 前条の規定による長期履修期間変更の許可については、第5条の規定を準用する。ただし、長期履修期間を短縮する場合は、長期履修の開始日前の在学期間と変更後の長期履修期間を通算した

期間が、学則第 19 条又は大学院学則第 11 条に定める修業年限等又は標準修業年限を下回ること
はできない。

(資格の喪失)

第 8 条 第 2 条に定める長期履修学生としての資格を喪失した場合は、速やかにその旨を各学部長等
に申し出なければならない。この場合において、当該学生が在学すべき期間及び最長在学年限は、当
該資格を喪失するまでの履修実績を考慮して、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、
各学部長等が決定する。

附 則

この要項は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

15. 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置の実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条及び鳥取大学大学院学則（平成16年鳥取大学規則第56号）第21条に定める教育方法の特例措置（以下「特例措置」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 特例措置は、次に掲げる学生を対象とする。

- 一 職を有するため、通常の時間帯での授業の履修に専念できない学生
- 二 育児又は介護のため、通常の時間帯での授業の履修に専念できない学生
- 三 その他研究科長が特例措置を必要と認めた学生

(対象授業科目)

第3条 特例措置は、次に掲げるものを除く授業科目を対象とする。

- 一 オンデマンド型の遠隔授業を全日程で行う授業科目
- 二 学外の非常勤講師による対面授業科目

(上限単位数)

第4条 特例措置を実施する授業科目により修得できる単位数の上限は、各専攻が定めるものとする。

(申請方法)

第5条 特例措置を希望する学生は、前期又は後期の履修登録期間開始日の1週間前から授業開始後の1週間以内に、当該指導教員の指導のもとに作成した履修願（別紙様式1）により、研究科長に申請するものとする。

(特例措置の可否の決定)

第6条 研究科長は、前条第1項の申請があった場合は、特例措置の可否及び実施条件について、専攻長を通じて、申請された授業を担当する教員（以下「授業担当教員」という。）に別紙様式2による回答を依頼するものとする。ただし、研究科共通科目については、研究科長が直接授業担当教員に依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた授業担当教員は、教育効果等を勘案の上、専攻長を通じて研究科長に回答するものとする。ただし、前項ただし書きにより依頼を受けた場合は、直接研究科長に回答するものとする。

3 前項の回答を受けた研究科長は、特例措置の可否及び実施条件を決定し、別紙様式3により当該学生に通知するものとする。

(事情の変化等)

第7条 前条第3項により特例措置を許可された学生（以下「許可学生」という。）は、その後の事情の変化等により、特例措置の可否、実施条件等に変更が生じる場合は、速やかに研究科長に届け出るものとする。

(許可学生との実施方法の協議等)

第8条 第6条第3項により研究科長が特例措置を許可した場合は、特例措置を実施する授業科目の担当教員は、許可学生と実施方法について協議するものとする。

2 第6条第3項により研究科長が特例措置を許可しなかった場合は、当該学生の指導教員は、別の授業科目の履修願作成等を指導し、改めて当該学生は通知があった日から1週間以内に研究科長に申請することができる。

(特例措置の実施方法)

第9条 特例措置を実施する場合の授業形態は、集中講義、次条に定める通常の時間帯以外の時間帯での授業又はリアルタイム型若しくはオンデマンド型の遠隔授業（対面授業を録画したものを含む。）とする。

(通常の時間帯以外の時間帯での授業)

第10条 特例措置として通常の時間帯以外の時間帯での授業を実施する場合は、原則として次に掲げる時間帯で実施するものとする。

- 一 平日 18:00～21:20までの間
- 二 土曜日 8:45～18:00までの間
- 三 長期休業期間の平日 8:45～18:00までの間

(特別研究等の一部特例)

第11条 特別研究、演習等において特例措置を実施する場合は、各専攻が定める教育課程表にかかわらず、可能な限りの授業科目を1年次に履修させ、当該特別研究、演習等による授業科目の一部を2年次に履修させることができるものとする。

(研究場所)

第12条 第2条、第3条及び第5条から第8条までの規定にかかわらず、研究指導における研究場所の特例措置については、職を有する者を対象とし、学位論文の作成が計画どおり十分進展しており、かつ、在職する企業等に優れた研究施設や設備があり、それをういた方が成果が上ると指導教員が認める場合に、特例措置を実施し、在職する企業等においても研究することができるものとする。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、特例措置の実施に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定めるものとする。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

16. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻における大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置に関する申合せ

(趣旨)

第1 この申合せは、大学院設置基準第14条及び鳥取大学大学院学則（平成16年鳥取大学規則第56号）第21条に定める教育方法の特例措置（以下「特例措置」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特例措置の実施に関する協議)

第2 特例措置を希望する学生又はその指導教員は、特例措置の申請手続きまでに、当該学生が特例措置を希望する授業を担当する教員（以下「授業担当教員」という。）の特例措置実施に関する相談の要否を確認し、相談が必要な場合には授業担当教員と特例措置の実施条件等について協議しておくものとする。

(上限単位数)

第3 特例措置を実施する授業科目により修得できる単位数の上限は設けないものとする。

附 記

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。

17. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科科目等履修生、聴講生及び研究生規程

(趣旨)

第1条 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における科目等履修生、聴講生及び研究生（以下「科目等履修生等」という。）に関する事項は、鳥取大学大学院学則（平成16年鳥取大学規則第56号。以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(出願資格)

第2条 科目等履修生等を志願することのできる者は、大学院学則第40条に該当する資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 科目等履修生等を志願する者は、次に掲げる書類に所定の検定料を添えて、所定の期間内に研究科長に提出しなければならない。ただし、聴講生を志願する者は、第4号及び第5号の書類の提出を省略することができる。

- 一 入学志願票（所定の用紙）
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業（修了）証明書
- 四 成績証明書
- 五 所属長の承諾書（有職者のみ）

2 科目等履修生又は聴講生を志願する者は、予め履修又は聴講しようとする授業科目の担当教員の承諾を、また研究生を志願する者は、予め研究指導を受ける教員の承諾を得なければならない。

(選考方法)

第4条 科目等履修生等の受入の可否は、専攻会議の議に基づき行うものとする。ただし、科目等履修生又は聴講生が、研究科共通科目又は2以上の専攻にかかる専門科目の履修を希望する場合は、研究科委員会の議に基づき行うものとする。

(入学手続)

第5条 科目等履修生等は、入学を許可された日から定められた期間内に、所定の入学手続きをしなければならない。

(履修方法)

第6条 科目等履修生及び聴講生の履修方法は、各専攻で別に定める。

(単位の認定)

第7条 科目等履修生の単位の認定は、各専攻で別に定める。

(単位修得証明書等)

第8条 研究科長は、次の場合証明書を交付することができる。

- 一 科目等履修生が単位を修得し、その証明を願い出たとき。
- 二 研究生が研究事項について、証明を願い出たとき。

(雑則)

第9条 第6条、第7条を除き、他科目等履修生等に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

18. 鳥取大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対処等に関し必要な事項を定めることにより、もって就学、就労、教育及び研究（以下「就学・就労等」という。）に係る環境の維持及び改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントその他ハラスメントをいう。
- 二 セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動又は性別による差別的言動をいう。
- 三 アカデミック・ハラスメント 教育上若しくは研究上の地位又は人間関係等の優位性を背景に、その立場又は職務権限を濫用し、教育又は研究の適正な範囲を超えて行う不適切な言動をいう。
- 四 パワー・ハラスメント 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されるものをいう。
- 五 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント 職務上優位にある職員による、又は職員間における、妊娠、出産、育児、介護に関する制度等の利用又は妊娠したこと等に関する不適切な言動をいう。
- 六 その他ハラスメント 前4号に掲げるもの以外の相手の意に反する不適切な言動をいう。
- 七 ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのために、構成員の就学・就労等の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して、構成員の就学・就労等において不利益を受けることをいう。
- 八 構成員 本学のすべての役員、職員、学生、生徒、児童、幼児、大学に派遣されている派遣労働者並びにその他大学において修学、教育、研究、研修及び受講する者をいう。
- 九 構成員等 構成員並びに学生等の保護者、患者、及び大学に関係のある業者等をいう。
- 十 職員 本学に勤務するすべての職員をいい、契約職員を含む。
- 十一 部局長 本学の大学経営戦略室、大学評価室、監査室、事務局、地域学部、医学部（医学系研究科を含む。）、工学部（工学研究科を含む。）、農学部、持続性社会創生科学研究科、連合農学研究科、共同獣医学研究科、附属図書館、附属学校部、医学部附属病院、国際乾燥地研究教育機構、教育支援・国際交流推進機構、研究推進機構、とっとり NEXT イノベーションイニシアティブ、地域価値創造研究教育機構、情報戦略機構、染色体工学研究センター、保健管理センター及び技術部をいう。
- 十二 部局長 前号に規定する部局等の長をいう。ただし、監査室にあつては、事務局長とする。

(大学の責務)

第3条 本学は、ハラスメントが構成員の人権や就学・就労等の権利等を侵害するものであり、あつてはならないものであるという認識のもとに、ハラスメントの防止等に取り組むものとする。

(構成員の責務)

第4条 すべての構成員は、ハラスメントが許されないことを正しく認識して相互に人権を尊重し、ハラスメントの防止に協力しなければならない。

(学長等の責務)

第5条 学長は、構成員に対し、ハラスメントがないキャンパス環境を維持するため、本学におけるハラスメントの防止のために必要な措置を講じるものとする。

2 部局長は、当該部局等におけるハラスメントの防止等のために必要な措置を講じるものとする。

(監督者の責務)

第6条 構成員を監督する地位にあるものは、ハラスメントを防止し、及び排除するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、構成員のハラスメントに関する注意を喚起するとともに、認識を深めさせること。
- 二 構成員の言動に十分な注意を払うことにより、職場内等にハラスメント又はハラスメントに起因する問題が発生しないよう配慮すること。

(相談窓口)

第7条 本学に、構成員等からのハラスメントに関する相談（以下「相談」という。）に対応するため、相談窓口を置く。

2 相談は、ハラスメントを受けた本人のみが行うことができる。ただし、障害等が理由で、本人が相談することが困難である等、特段の事情がある場合は、この限りでない。

(ハラスメント相談員)

第8条 相談窓口にはハラスメント相談員（相談に対応する職員をいう。以下「相談員」という。）を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 鳥取大学学生相談室相談員のうち、各学部から推薦された教員
- 二 保健管理センターの教員 1人
- 三 附属学校部教員 2人
- 四 総務企画部人事課長
- 五 米子地区事務部総務課長
- 六 医学部附属病院看護部長
- 七 その他学長が指名する者

2 前項第2号、第3号及び第7号の相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合

の後任の者又は増員による者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 相談員は、学長が任命する。

4 第1項に掲げる者のほか、学長は必要に応じて学外の専門家の中から相談員を置くことができる。

(相談員の任務)

第9条 相談員は、相談に真摯に対応するとともに、当該相談があった事実、当該相談においてハラスメントを受けたものとして申し立てた者（以下「申立者」という。）の意向等について、所定の様式によりハラスメント相談記録を作成し、次条に規定するハラスメント防止・対策委員会委員長に速やかに報告しなければならない。

2 相談員は、相談に関する対応能力の向上に努めなければならない。

3 相談員の相談への対応方法については、別に定める。

(ハラスメント防止・対策委員会)

第10条 本学に、ハラスメントを防止し、対策等を講じるため、鳥取大学ハラスメント防止・対策委員会（以下「防止・対策委員会」という。）を置く。

2 防止・対策委員会は、学長の指示のもとに、次に掲げる事項を審議及び検討する。

一 ハラスメントの防止に関する基本的方針

二 ハラスメントの事実関係の調査、措置及び環境改善等

三 ハラスメントの被害救済等に関し必要な措置

四 ハラスメントの防止に関する研修、支援策等

3 防止・対策委員会は、前項の事項について、学長の命を受け必要な措置等を実施することができる。

4 防止・対策委員会は、次の者をもって構成する。

一 理事（教育担当）

二 理事（総務担当）

三 各学部の副学部長 各1人

四 相談員のうちから学長が指名する者 若干人

五 ハラスメントの防止に関し専門的知識を有する者で学長が指名する者 若干人

六 総務企画部長

七 学生部長

5 前項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者又は増員による者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

6 防止・対策委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

7 委員長は、防止・対策委員会を招集し、その議長となる。

8 委員長は、前条第1項の規定により相談員から報告があったときは、速やかに防止・対策委員会を招集しなければならない。この場合において、当該事案の申立者若しくは申立者に対してハラスメントを行ったとされる者（以下「被申立者」という。）となった委員又は当該事案の申立者及び被申立者（以下「当事者」という。）との間に特別な利害関係がある委員は、委員会の審議に加わることはできない。

9 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

10 防止・対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

11 防止・対策委員会は、出席委員の3分の2以上をもって議決する。

12 防止・対策委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(緊急措置)

第11条 委員長は、第9条第1項の規定により相談員から報告のあった事案について、緊急の対応を要すると判断した場合は、防止・対策委員会に諮る前に、関係部局長と協議の上、緊急措置を講ずることができる。

2 委員長は、必要に応じ、学長へ前項の事案について報告するものとする。

(関係部局長への調整の要請)

第12条 委員長は、第9条第1項の規定により相談員から報告のあった事案について、関係部局等において当事者双方の主張を公平な立場で調整し、問題解決を図ることが妥当であると判断した場合は、防止・対策委員会に諮る前に、関係部局長に調整を要請することができる。

2 委員長は、必要に応じ、学長へ前項の事案について報告するものとする。

3 関係部局長は、委員長から調整の要請があった場合は、これに従い適切な措置を講じなければならない。

4 委員長は、調整に当たり、必要と認める場合は、当該事案の相談を受けた相談員に協力を要請することができる。

5 委員長は、当該事案が関係部局長の調整では解決できなかった場合は、防止・対策委員会に諮り適切な措置を講じるものとする。

6 委員長は、当該事案が障害を理由とする差別による人権侵害に当たると判断した場合は、鳥取大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（令和3年鳥取大学規則第42号）に定める障害者差別対策委員会委員長に報告し、適切な措置を依頼するものとする。

(事実関係の調査)

第13条 防止・対策委員会は、第9条第1項の規定により相談員から報告のあった事案について、事実関係を調査する必要があると判断したときは、その調査に当たするため、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 防止・対策委員会は、調査委員会を設置した場合は、申立者にその旨を通知する。

3 調査委員会の委員は、調査対象となる事案に応じて、防止・対策委員会の選考により学長が指名するものとする。ただし、調査の公平性・中立性の観点から、当該事案の相談員又は当該事案の当事者との間に特別な利害関係がある者を指名することはできない。

- 4 調査委員会の委員には、学外者を加えることができる。
- 5 調査委員会は、必要に応じ委員以外の者の意見を聴くことができるものとする。
- 6 調査委員会は、当事者その他関係者から公正な事情聴取を行い、所定の様式により調査結果を速やかに防止・対策委員会に報告する。
- 7 第3項から前項までに定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、調査委員会が別に定める。

(防止・対策委員会による認定等)

第14条 防止・対策委員会は、前条第6項による報告があったときは、当該報告に基づき、ハラスメントの有無の認定及び講ずべき措置等について審議を行うものとする。

2 委員長は、前項による審議の結果を、関係資料を添えて速やかに学長に報告するものとする。

3 委員長は、ハラスメントの有無の認定結果及び実施しようとする措置等を速やかに当事者に通知するものとする。

(不服申立て)

第15条 当事者は、前条第3項の規定により通知のあった認定結果に不服があるときは、当該通知を受理した日の翌日から起算して14日以内（ただし、当該期間の末日が休日（鳥取大学職員の勤務時間及び休暇等に関する規程（平成16年鳥取大学規則第45号）第7条に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合は、当該末日の直後の休日以外の日を当該期間の末日とする。）に、1回に限り防止・対策委員会に対して不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立ては、書面により行う。

(再調査)

第16条 防止・対策委員会は、前条の規定により当事者から不服申立てがあったときは、当該不服申立てに基づき審議し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、ハラスメント再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置して再調査を行うものとする。

一 調査に手続上の重大な瑕疵が認められる場合

二 事実認定に影響を及ぼす新たな証拠が提出された場合

三 事実認定に影響を与えた証拠が虚偽であると証明された場合

四 その他再調査の実施により事実認定に影響が及ぶと判断される根拠がある場合

2 防止・対策委員会は、再調査を行う場合はその旨を当事者に、再調査を行わない場合はその理由を付して不服申立てを行った者に通知するものとする。

3 再調査委員会の委員の選考及び再調査実施後の防止・対策委員会の手続については、第13条及び第14条の規定を準用する。この場合において、防止・対策委員会が必要と認めた場合は、当該不服申立てに係る調査委員会の委員の全部又は一部を再調査委員会の委員に指名することができる。

4 第2項の通知及び再調査の結果に対する不服申立ては認めない。

(調査結果への対処)

第17条 学長は、第14条第2項（前条第3項の規定により準用する場合を含む。）の報告に基づき、ハラスメントの事実を認定し、かつ、懲戒処分等の必要性を認めた場合は、学内規則に基づき措置を講ずるものとする。

(専門部会)

第18条 防止・対策委員会に、第10条第2項第1号に掲げる事項を専門的に審議するため、専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(不利益取扱の禁止)

第19条 役員及び職員は、相談、相談に係る事実関係の調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした構成員等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(人権の尊重及び守秘義務)

第20条 相談の当事者は、正当な理由なく相談の内容を第三者に伝える等、一方的に関係者のプライバシーを侵し、名誉を傷つけ、人権を損なうような言動を行ってはならない。

2 防止・対策委員会委員、調査委員会委員、相談員その他ハラスメントに起因する問題の解決に向けた諸手続に関与した者（調査委員会で証言を行った者を含む。）は、当事者その他関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、正当な理由なく知り得た情報を漏らしてはならない。

(事務)

第21条 この規程に関する事務は、関係部局等の協力を得て総務企画部人事課において処理する。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

大学院持続性社会創生科学研究科教員一覧(地域学専攻)

教員名の左に記載の「○」は、研究指導教員資格を持つ教員を示す。

教員名の下欄は、建物名と部屋番号を示す。

【地】地域学部 【共】共通教育棟 【教】教員養成センター

コース名	分野名	教 授	准教授	講 師	助 教
地域創生コース	地域創造分野	○ 大元 鈴子 地 2160	稲津 秀樹 地 2410	川口 夏希 地 2210	
		○ 塩沢 健一 地 2180	佐藤 匡 地 2150	菰田 レエ也 地 2240	
		○ 竹川 俊夫 地 2230	白石 秀壽 地 2130		
		○ 多田 憲一郎 地 2550	竹内 潔 地 3170		
		○ 筒井 一伸 地 2220	馬場 芳 地 2250		
		○ 丸 祐一 地 2190			
		○ 村田 周祐 地 2170			
		○ 山下 博樹 地 2200			
	国際地域文化分野	○ 川井田 祥子 地 2680	阿部 哲 地 3250	ギンナン・A・コウジ 地 3140	
		○ 岸本 寛 地 3190	李 素妍 地 4550		
		○ 五島 朋子 地 2580	岡村 知子 地 3230		
		○ 作田 将三郎 地 3220	木野 彩子 地 2700		
		○ 杉村 藍 地 3210	佐々木 友輔 地 2600		
		○ 高田 健一 地 3520	漆 麟 地 3150		
		○ 柳 静我 地 3120	筒井 宏樹 地 2590		
		○ 米田 真理子 地 3200	中 朋美 地 3180		
		御館 久里恵 共 N1120	中尾 雅之 地 3240		
		武田 元有 共 S3050	中原 計 地 3550		
人間形成コース	発達科学分野	○ 柿内 真紀 教 202	○ 田中 大介 地 4240	福山 寛志 地 2530	
		○ 河合 務 地 4210	石本 雄真 教 205	市川 和也 地 4320	
		○ 小林 勝年 地 4180	石山 雄貴 地 4220	木村 穂乃香 地 4120	
		○ 塩野谷 齊 地 2540	呉 永鎬 地 4330		
		○ 寺川 志奈子 地 4250	大谷 直史 教 203		
		○ 畑 千鶴乃 地 2520	谷中 久和 地 4230		
			渡邊 正人 地 4200		
	学習科学分野	○ 小笠原 拓 地 4130	○ 関 耕二 地 4540		
		○ 鈴木 慎一郎 地 4170	青山 聡 地 4270		
		○ 高橋 健司 地 4280	泉 直志 地 4140		
		○ 溝口 達也 地 4160	中尾 泰斗 地 2560		

大学院持続性社会創生科学研究科教員一覧(工学専攻)

教員名の左に記載の「○」は、研究指導教員資格を持つ教員を示す。

教員名の下欄は、工学部の部屋番号を示す。

コース	教 授	准 教 授	講 師	助 教
機械宇宙工学コース	○ 松野 崇 (2104)	○ 清水 一行 (2105)		
	○ 陳 中春 (3107)	○ 音田 哲彦 (3106)		衣 立夫 (3113)
	○ 小野 勇一 (2109)	○ 西 遼佑 (2108)		
	○ 佐藤 昌彦 (3102)			
	○ 田村 篤敬 (7354)		○ 本宮 潤一 (7352)	
	○ 辻田 勝吉 (3105)		○ 中谷 真太郎 (3104)	
	○ 葛山 浩 (2107)			坂本 広樹 (4108)
	○ 酒井 武治 (3108)	○ 小田 哲也 (2106)		坂本 憲一 (3112)
		○ 松野 隆 (3109)		
	○ 古川 勝 (2203)			大信田 丈志 (2206-1)
				中山 智成 (2206-2)
	○ 灘 浩樹 (3203)	○ 高江 恭平 (3202)		
	○ 小谷 岳生 (1202)	○ 榊原 寛史 (1205)		
	○ 松岡 広成 (3208)	○ 土井 俊行 (3205)		
		○ 石川 功 (3206)		
	○ 後藤 知伸 (1208)	○ 中井 唱 (1206)		
	○ 原 豊 (2205)			
情報エレクトロニクス コース	○ 櫛田 大輔 (3601)	○ 竹森 史暁 (1604)		笹間 俊彦 (7155)
	○ 吉川 宣一 (1505-1)			○ 藪田 義人 (1504-4)
	○ 川村 尚生 (3607)	○ 高橋 健一 (7252)		
		東野 正幸 (1605北)		
	○ 村田 真樹 (1509)	村上 仁一 (1504-1)		
	○ 吉村 和之 (4509)	○ 清水 忠昭 (4510)		
	○ 木村 周平 (1707)		○ 徳久 雅人 (4414)	
	○ 岩井 儀雄 (4204)	○ 青木 工太 (4203)		
	○ 西山 正志 (7651)			井上 路子 (1506)
	○ 近藤 克哉 (7504)			小山田 雄仁 (7509)
	○ 笹岡 直人 (7508)			
	○ 中川 匡夫 (7507)			藤村 喜久郎 (7505)
				白岩 史 (7506)
	○ 齋藤 健太郎 (7406)	○ 三柴 数 (7407)		
	○ 中西 功 (7408)	○ 大木 誠 (7405)		
	○ 大観 光徳 (7305)	○ 西村 亮 (7409)		
	○ 市野 邦男 (7303)	○ 阿部 友紀 (7304)		赤岩 和明 (7306)
	○ 李 相錫 (7308)	○ 松永 忠雄 (7307)		

コース	教 授	准 教 授	講 師	助 教
化学バイオコース	○ 野上 敏材 (2310)			佐々木 紀彦 (2311)
	○ 吾郷 万里子 (2304)			
	○ 片田 直伸 (4313)	○ 辻 悦司 (4304)	津野地 直 (4305)	
	○ 増井 敏行 (4312)			山口 和輝 (4315)
		○ 薄井 洋行 (4307)		
		○ 道見 康弘 (4311)		
	○ 松浦 和則 (2307)	○ 稲葉 央 (2306)		
	○ 南条 真佐人 (4306)			
	○ 大城 隆 (3304)	○ 鈴木 宏和 (3303)		
		○ 八木 寿梓 (3310)		
	○ 溝端 知宏 (3305)		青木 英莉子 (3306)	本郷 邦広 (3308)
	○ 花島 慎弥 (1309)			佐々木 克聡 (1308)
	○ 岡本 賢治 (3312)	○ 原田 尚志 (3311)		
	○ 永野 真吾 (1311)	○ 日野 智也 (1310)		
		○ 佐藤 裕介 (1312)		
社会システム土木 コース	○ 谷口 朋代 (2410)	○ 野口 竜也 (2412)		
	○ 小野 祐輔 (3408)	○ 河野 勝宣 (3407)		
	○ 三輪 浩 (3403)	和田 孝志 (3402)		
	○ 黒田 保 (2408)			金氏 裕也 (3606)
	○ 黒岩 正光 (3404)	○ 梶川 勇樹 (3405)		
		○ 中村 公一 (3410)		
	○ 香川 敬生 (4407)	塩崎 一郎 (4408)	辻井 麻衣子 (2405)	
	○ 浅井 秀子 (2407)			
	○ 桑野 将司 (3508)	○ 南野 友香 (3510)		細江 美欧 (3513)
	○ 長江 剛志 (2506)			
	○ 谷本 圭志 (2510)	○ 長曾我部 まどか (2508)		
	○ 福山 敬 (3506)			吉野 和泰 (3515)
	○ 太田 隆夫 (4406)	○ 江本 久雄 (4404)		
	○ 宮本 善和 (4507)	○ 高部 祐剛 (4505)		○ 河野 誉仁 (4516)

大学院持続性社会創生科学研究科教員一覧(農学専攻)

教員名の左に記載の「○」は、研究指導教員資格を持つ教員を示す。

教員名の下欄は、建物名と部屋番号を示す。

【農】農学部 【フ】フィールドサイエンスセンター 【菌】菌類きのこ遺伝資源研究センター

【地】地域学部

コース	教育研究分野	教 授	准教授	講 師	助 教
里地里山環境管理 学コース	地理情報科学	○ 岩崎 亘典 農 A-3200			
	多様性生物学	○ 唐澤 重考 農 A-3650			
	地形学	○ 小玉 芳敬 地 3530			
	植物生態学	○ 永松 大 農 A-3180			
	流通情報解析学	○ 万 里 農 A-4260			
	消費者行動学	○ 松田 敏信 農 A-4280			
	農業経営学	○ 松村 一善 農 A-3270			
	樹木生理学		岩永 史子 農 A-3150		
	アグリビジネス会計学		木原 奈穂子 農 A-3290		
	緑地防災学		○ 芳賀 弘和 農 A-1120		
	環境木材利用学		○ 藤本 高明 農 A-3160		
	育林学		山中 啓介 農 A-3130		
	地質学			菅森 義晃 地 3560	
	地域農業組織学			遠山 裕基 農 A-3280	
	農林業政策学				芳賀 大地 農 A-3310
植物菌類生産科学 コース	微生物資源学	○ 會見 忠則 農 A-4130			
	菌類育種栽培学	○ 霜村 典宏 農 A-4120			
	菌類系統学	○ 早乙女 梢 菌 K-1120			
	植物遺伝学	○ 田中 裕之 農 A-3770			
	農業生産工学	○ 野波 和好 フ H-2120			
	生物生産システム工学	○ 平井 康丸 農 A-1770			
	植物病害制御学		○ 大崎 久美子 農 A-3740		
	食料生産システム管理学		木戸 一孝 フ H-2110		
	施設園芸学		近藤 謙介 フ H-2140		
	植物育種学		佐久間 俊 農 A-3750		
	園芸生産学		○ 竹村 圭弘 農 A-1760		
	作物生産学		○ 辻 涉 農 A-1740		

コース	教育研究分野	教 授	准教授	講 師	助 教
植物菌類生産科学 コース	家畜生殖生理学		西村 亮 農 C-1130		
	菌類分類生態学				遠藤 直樹 農 A-4190
	菌類生理生態学				尾崎 佑磨 菌 K-1310
農芸化学コース	分子細胞生物学	○ 明石 欣也 農 A-3780			
	生命機能化学	○ 有馬 二郎 農 A-4760			
	天然物化学	○ 石原 亨 農 A-4680			
	有機化学	○ 一柳 剛 農 A-4730			
	植物分子生物学	○ 上中 弘典 農 A-3640			
	生物有機化学	○ 河野 強 農 A-4660			
	発生生殖生物化学	○ 佐藤 陽子 農 A-2750			
	臨床検査学	○ 竹内 崇 農 D-1230			
	糖鎖化学	○ 田村 純一 地 4570			
	生体制御化学		○ 岩崎 崇 農 A-4630		
	生物活性化学		○ 上野 琴巳 農 A-4670		
	植物環境生理学		○ 岡 真理子 農 A-3730		
	実験動物解析学		○ 富岡 幸子 農 B-3110		
	害虫制御学		○ 中 秀司 農 A-4180		
	食品機能学		○ 美藤 友博 農 A-4770		
	栄養科学		○ 藪田 行哲 農 A-4790		

大学院持続性社会創生科学研究科教員一覧(国際乾燥地科学専攻)

教員名の左に記載の「○」は、研究指導教員資格を持つ教員を示す。

教員名の下欄は、建物名と部屋番号を示す。

【農】農学部 【乾】乾燥地研究センター 【地】地域学部

教育研究分野	教 授	准教授	講 師	助 教
リモートセンシング水文学	○アイエル アルマウ フェンタ 乾 B202			
持続的土地管理学	○ スグセ ハラガウエイン アイフ 乾 A208			
水土環境保全学	○ 猪迫 耕二 農 A-2130			
乾燥地環境資源学	○ 遠藤 常嘉 農 A-1640			
農業造構学	○ 緒方 英彦 農 A-2180			
乾燥地気候学	○ 黒崎 泰典 乾 B301			
水利用学	○ 清水 克之 農 A-2160			
自然エネルギー工学	○ 田川 公太朗 地 3570			
気候リスク管理学	○ 坪 充 乾 A209			
乾燥地作物栽培学	○ 西原 英治 農 A-1660			
乾燥地灌漑排水学	○ 藤巻 晴行 乾 A314			
国際農業開発学	○ 安延 久美 農 A-4310			
植物栄養学	○ 山田 智 農 A-2650			
環境土壌学	○ 山本 定博 農 A-1650			
国際農業普及学		アスレス エリアス ハイサ 農 A-4290		
植物生理生態学		○ 安 萍 乾 A311		
植物細胞遺伝学		○ 石井 孝佳 乾 A308		
乾燥地緑化保全学		○ 衣笠 利彦 農 A-1670		
乾燥地気象学		○ 木村 玲二 乾 B303		
地圏環境保全学		○ 齊藤 忠臣 農 A-2120		
乾燥地微生物学		○ 谷口 武士 乾 A217		
施設環境材料学		○ 兵頭 正浩 農 A-2170		
水圏環境科学		○ 山崎 由理 農 A-2150		
陸域炭素循環学				寺本 宗正 乾 B201

大学院持続性社会創生科学研究科教員一覧(講義担当)

教員名の下欄は、建物名と部屋番号等を示す。

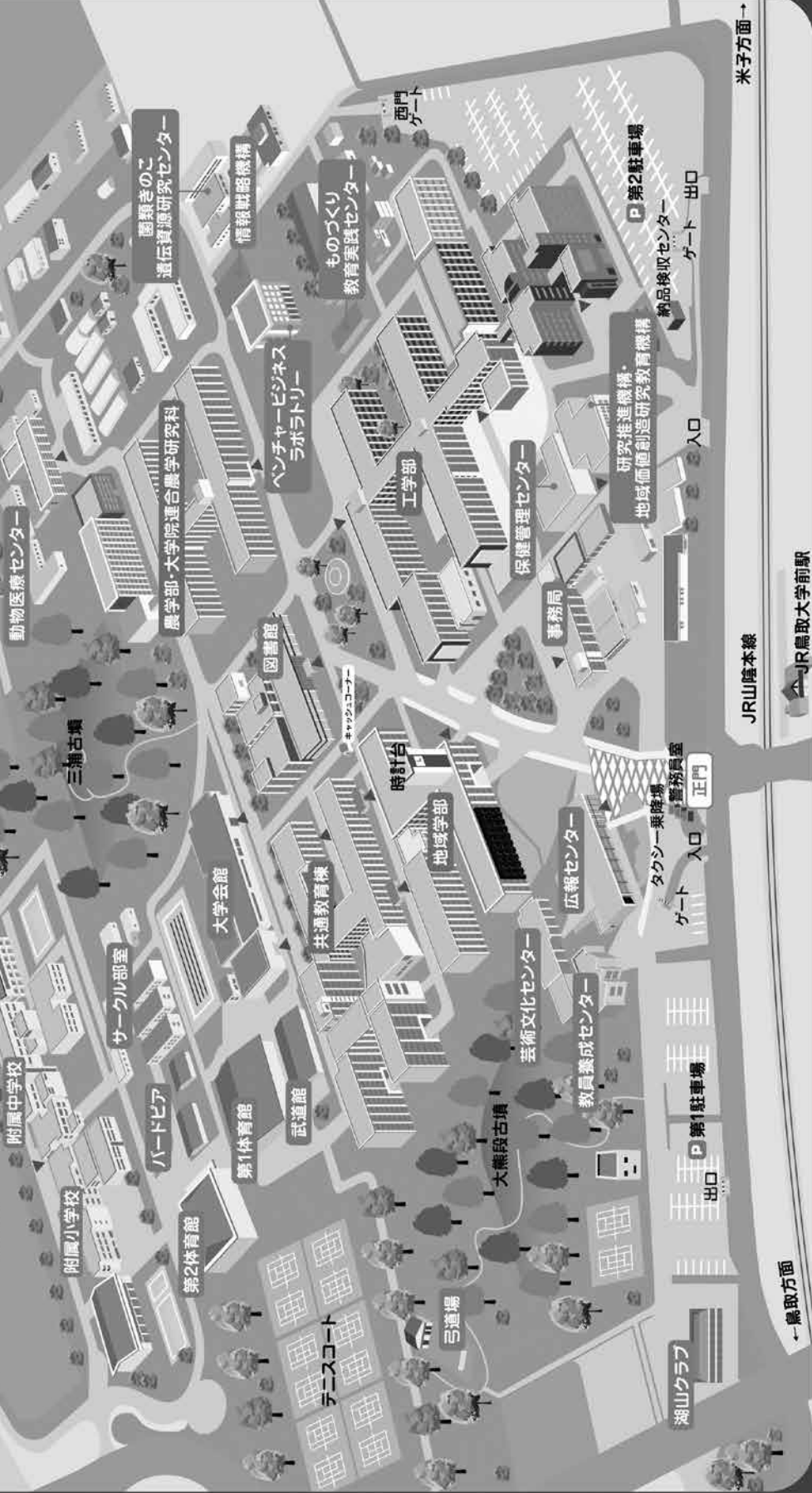
【農】農学部 【乾】乾燥地研究センター 【共】共通教育棟 【研】研究推進機構棟

(研究科共通科目担当)

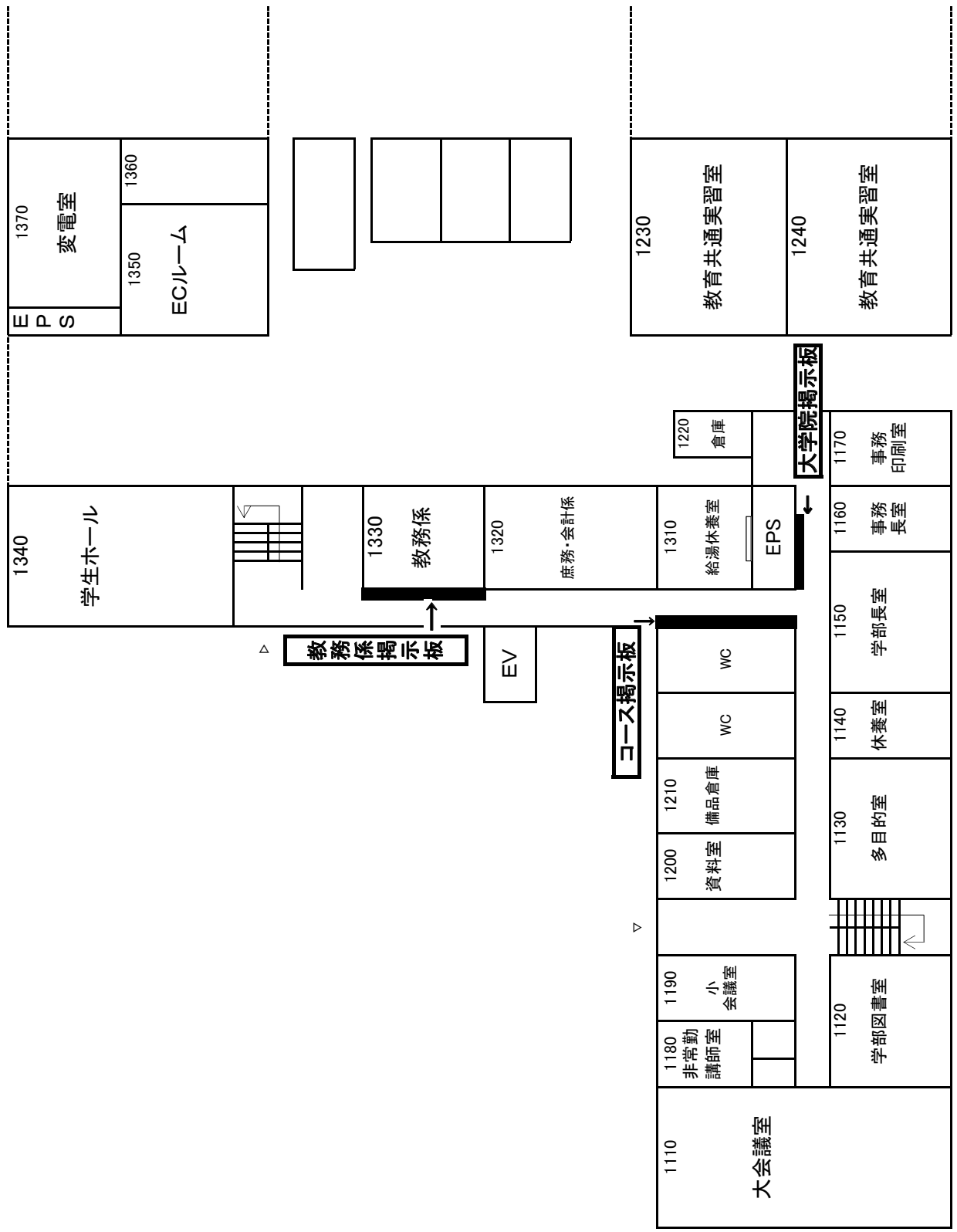
所属部局	学科等名	教 授	准教授	講 師
農学部	共同獣医学科	山口 剛士 農・B4200		
国際乾燥地研究教育機構			木村 卓三郎 乾・A214	
教育支援・国際交流推進機構	高等教育開発センター	永松 利文 共・S3040		
	国際交流センター	チャン チェオン ジェン 共・S1180		
研究推進機構	研究戦略本部	村上 聡 研・2階		
	研究戦略本部	稲岡 美恵子 研・2階		

(工学専攻・専門科目)

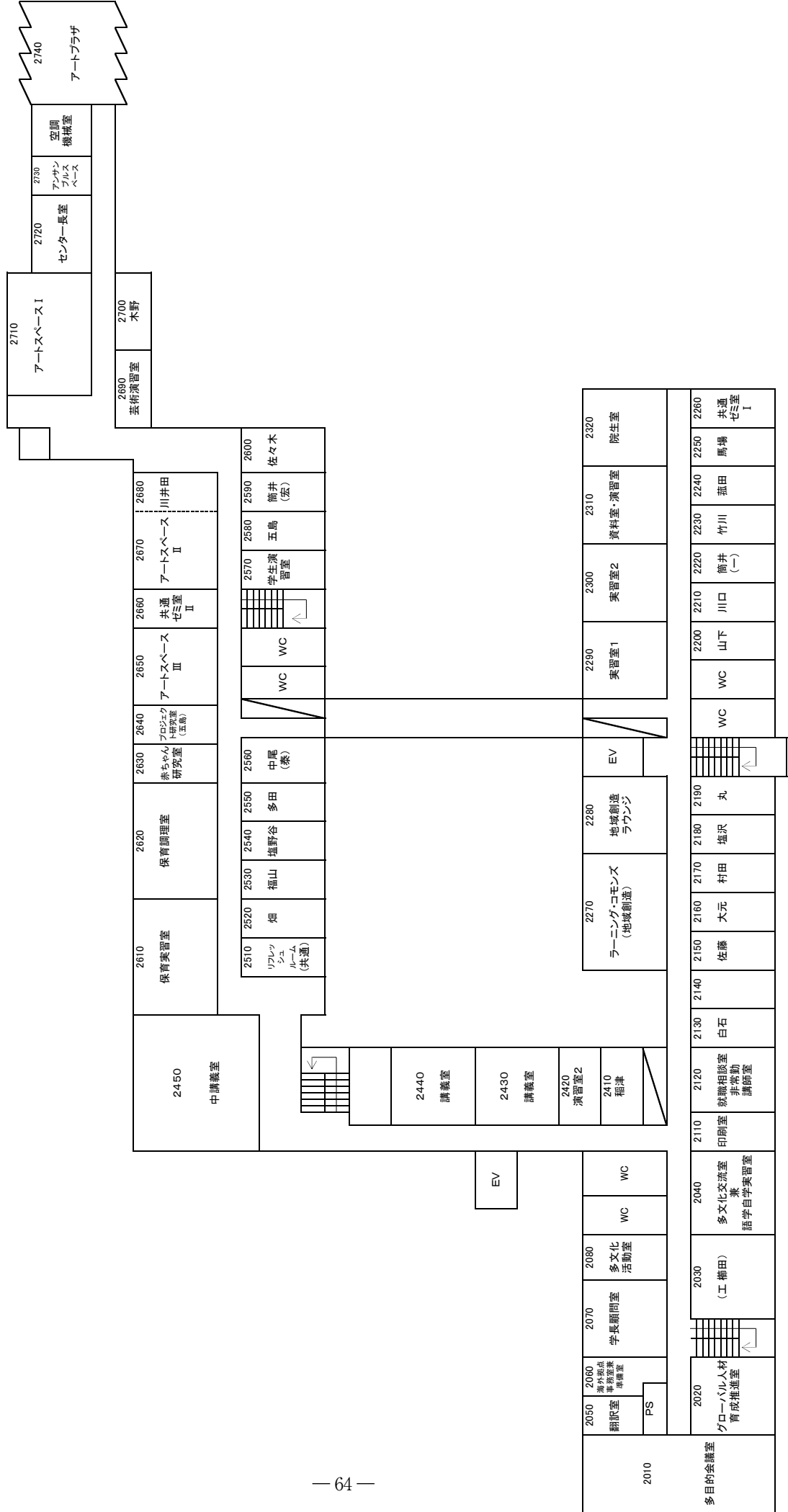
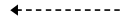
所属部局	学科等名	教 授	准教授	講 師
教育支援・国際交流推進機構	データサイエンス教育センター	橋本 隆司 共・S3100		
	データサイエンス教育センター	井上 順子 共・S3110		
地域価値創造研究教育機構		清水 克彦 研・2階		



地域学部棟 1 階



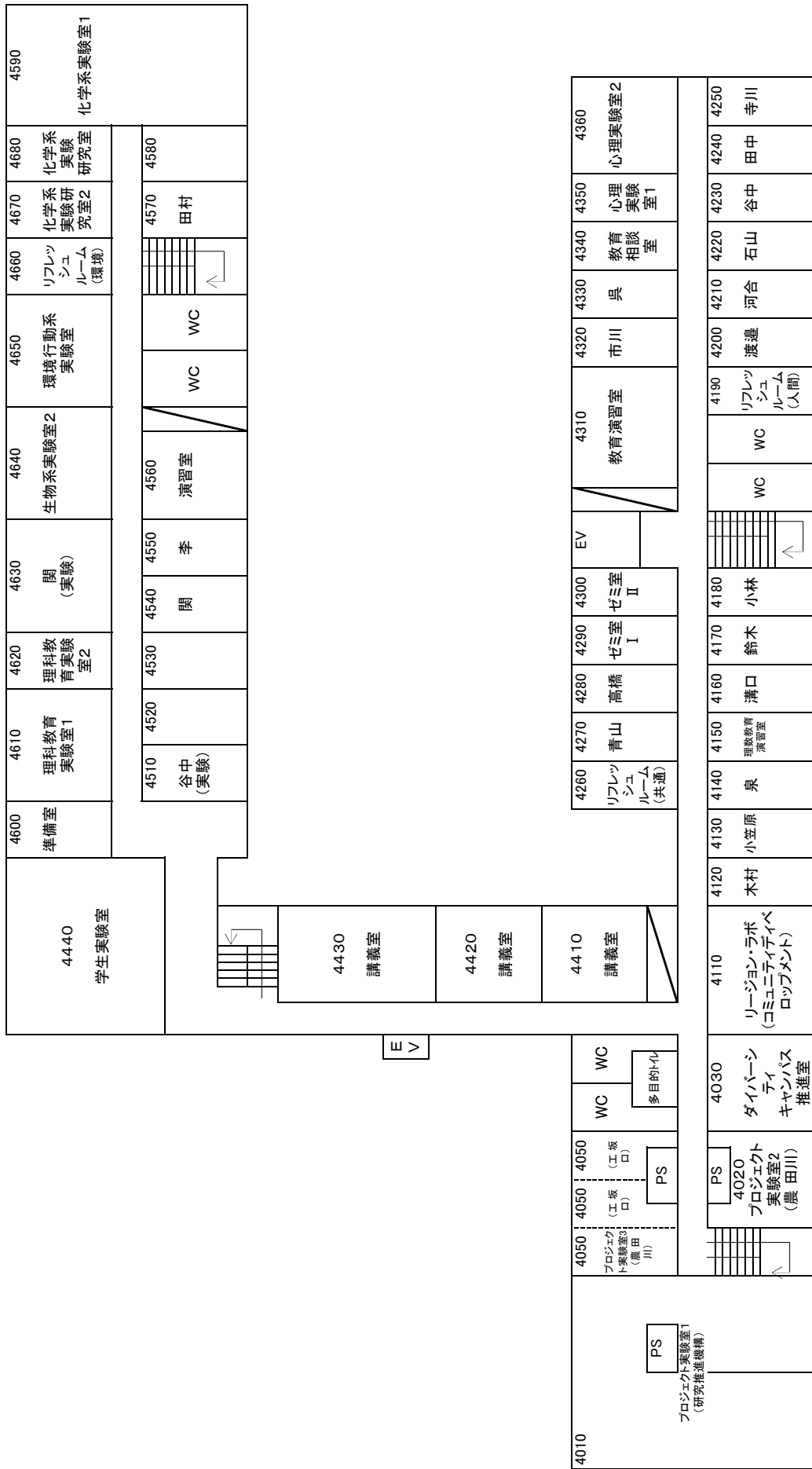
地域学部棟 2階



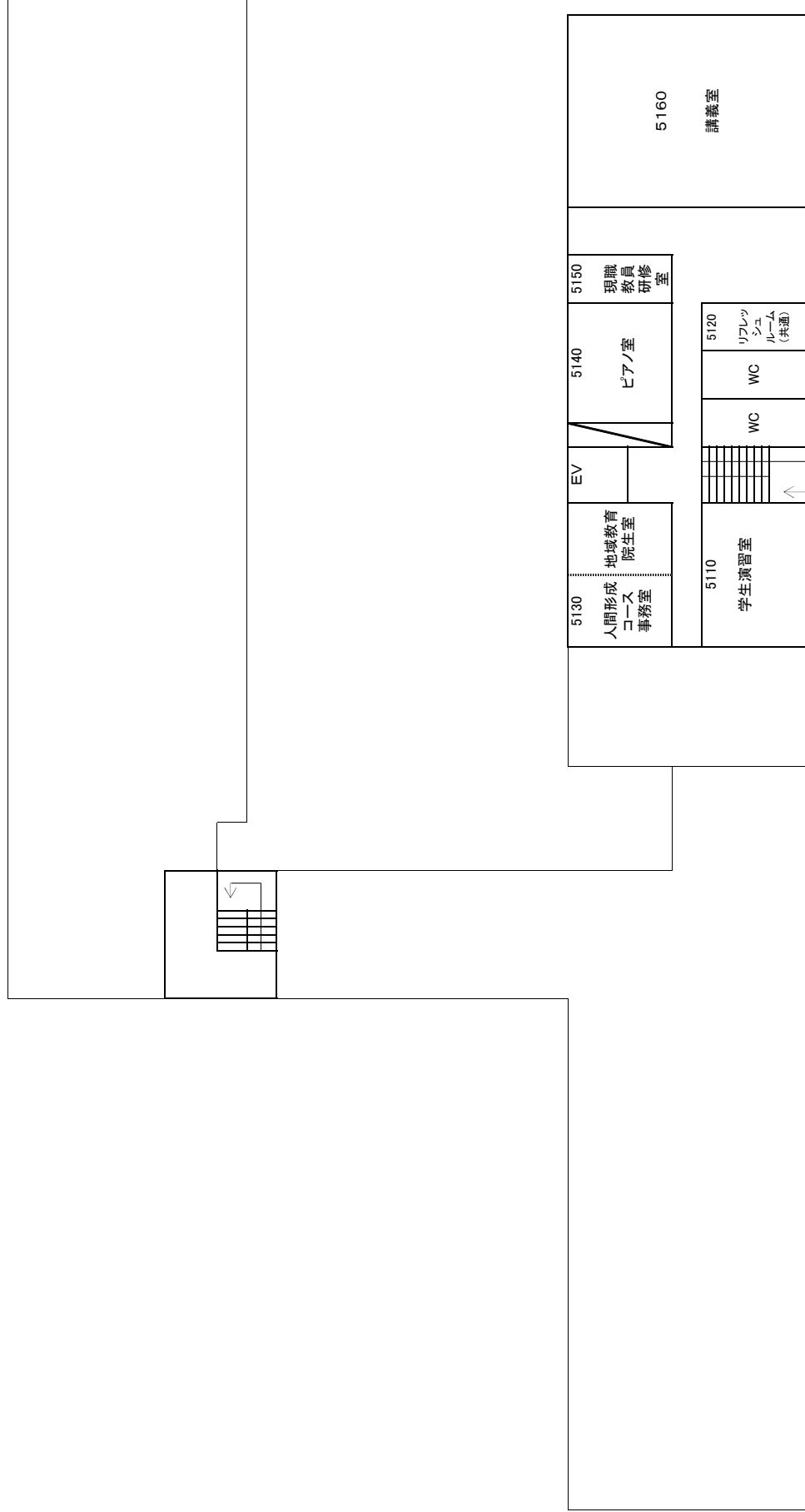
階 3

[illegible]

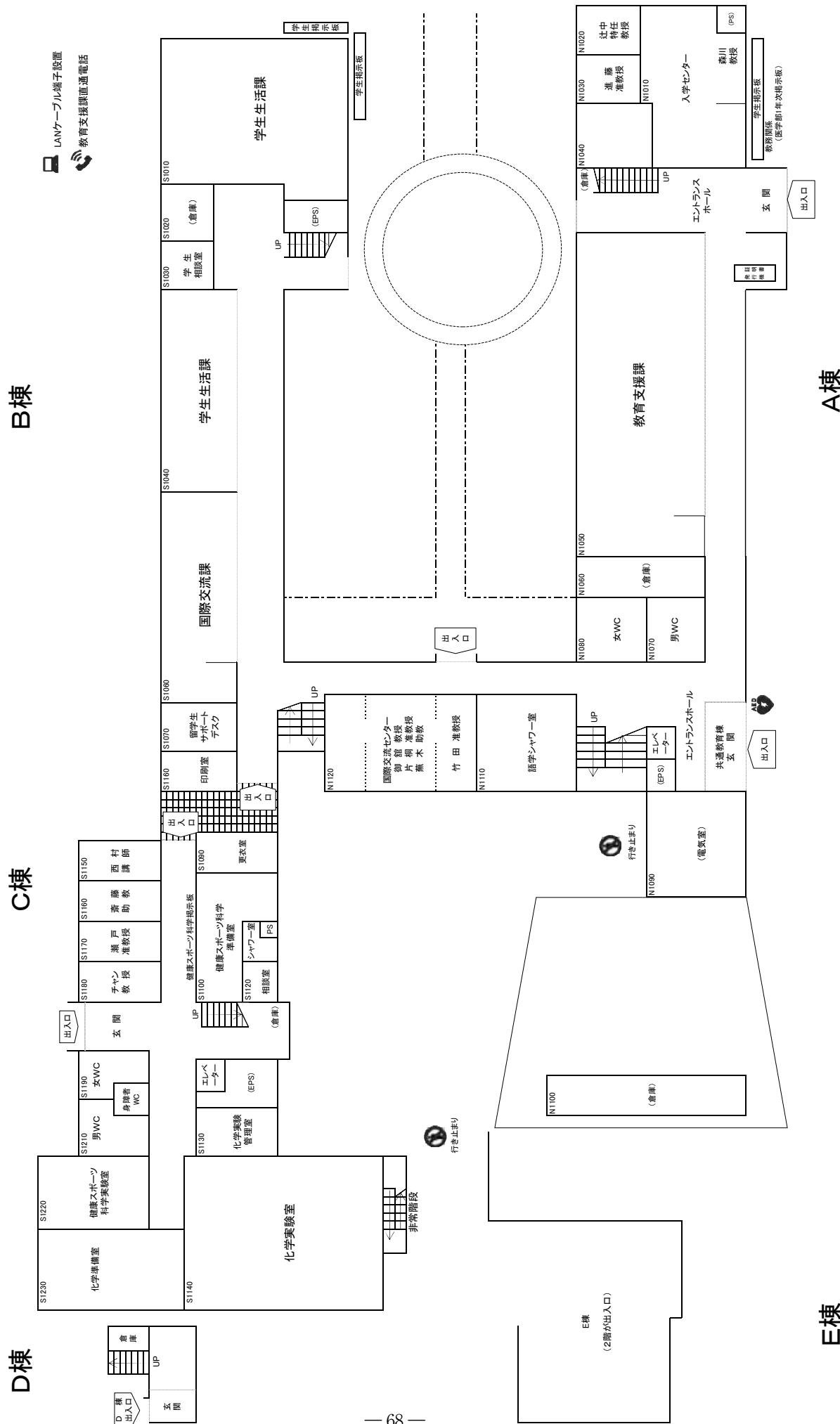
地域学部棟 4階



地域学部棟 5階

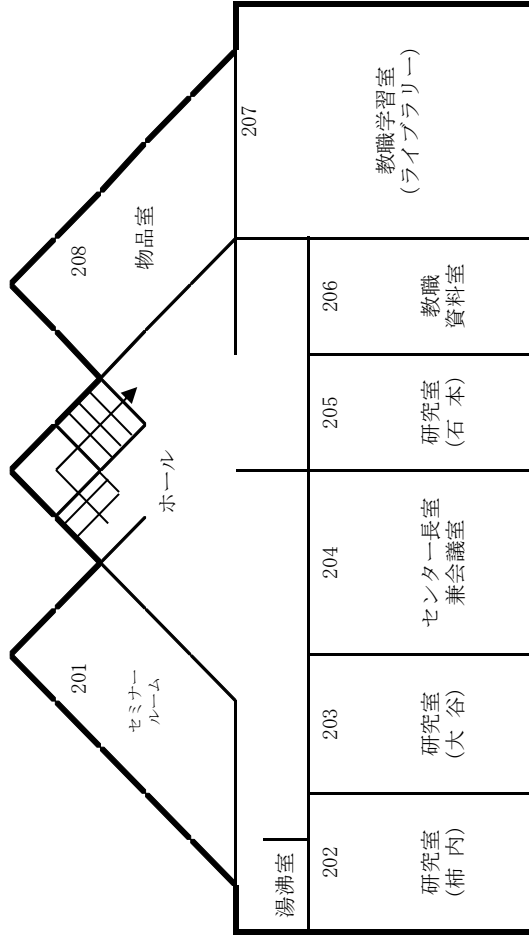


共通教育棟 (1階)



教員養成センター

2 階



1 階

